

2025

子育て応援
ガイドブック

標津町



【利用上の注意】

- 1 この「子育て応援ガイドブック」は、令和7年5月1日現在で作成しました。
発行後に制度や施設の内容、利用料金などが変更されている場合もありますので、ご注意ください。
- 2 情報を分かりやすく提供するために、基本的事項を中心にまとめていますので、例外的な事項や細かな説明は省略しています。
- 3 さらに、詳しい情報を得るために、問合せ先を表示しています。担当窓口に直接照会するなどして、本書を上手にご活用ください。

標津町らしい、

あたたかな支援の輪で、安心できる子育てを

急激な少子化に伴う社会的な変化は、子どもを取り巻く環境や女性の社会進出など大人社会にも大きな影響を与えています。

少子化には我が国のこれまでの社会構造や人々の意識に根差した要因が関わっているため、家庭内において育児負担が女性に集中している「ワンオペ」の実態を変え、夫婦が相互に協力しながら子育てし、それを職場が応援し、地域社会全体で支援する社会をつくらなければなりません。そのためには、仕事と育児を両立できる環境づくりを進めていくことが重要です。

町ではこうした状況を踏まえ、「海、山、川、大平原がおりなす感動の大地 標津町」に生まれてくる子どもたちが、家族や地域に心から祝福されるとともに、子育てを通じて喜びに満ちた生活を送ることができるよう、行政はもとより、地域に関わる様々な人々や機関が協力しながら、地域全体で子育てを支援していくことが大切だと考えています。

このガイドブックは、これから親になる方や子育て中のお母さん・お父さんのために、子育てのアドバイスや標津町で取り組んでいる事業や制度を紹介しています。

出産や子育てにおいて、ご活用いただければ幸いです。

なお、このガイドブックは標津町ホームページ内にも掲載しておりますのでぜひご覧ください。



標津町長 山口 将悟

お問い合わせ先：標津町保健福祉センター 子育て支援担当

電話：0153-82-1515

FAX：0153-82-1530

E-mail：himawari-kosodate@shibetsutown.jp

標津町の子育てカレンダー

	妊娠期	0歳	1歳	2歳
健康	母子健康手帳交付 →1 p	新生児聴覚検査費 助成事業→17 p		
	妊婦健康相談・訪問 →4 p	乳幼児健康診査 (3-4か月) →19 p	乳幼児健康診査 (1歳6か月) →19 p	
		産後ケア事業 →18 p		
		健康相談・教室など →20 p		
		予防接種など →22 p		
教育・保育等		認定こども園 →26 p		
		一時保育 →29 p		
		託児 →64 p		
親子で 遊べる場所		親子交流館・親子ふれあいひろば →24 p		
		標津町の施設 →52 p、標津町の魅力ある公園 →57 p		
手続き 手当・助成	妊婦健康診査費 の助成 →3 p	出生届 →8 p		
		出産育児一時金 →15 p		
		児童手当 →12 p、子ども医療費助成 →10 p		
その他の 子育てサービス	緊急出産サポート 事業 →5 p	出産祝金 →13 p		
		ブックスタート →20 p と 53 p		
	相談窓口 →61 p			

3歳	4歳	5歳	就学
			就学前児童健康診断 →30 p
乳幼児健康診査 (3歳) →19 p			
健康相談・教室など →20 p			
予防接種など →22 p			
			小・中学校新入学時の就学通知 →30 p
認定こども園 →26 p	児童館 →37 p		
一時保育 →29 p			
託児 →65 p			
親子でお出かけ・遊び場・こども食堂 →64 p			
標津町の施設 →52 p、標津町の魅力ある公園 →57 p			
			就学援助制度 →32 p
			小中学校遠距離通学費補助 →32 p
			高校生への支援 →33 p
			小中学校入学祝い金助成 →32 p
児童手当 →12 p、子ども医療費助成 →10 p			
			町奨学金貸付事業 →34 p
			大会等出場経費助成 →36 p
相談窓口 →61 p			

私たちが、応援します。

ー 標津町子育て支援体制の概要 ー

町では、さまざまな形でサポートする子育て支援の“輪”をつくっています。

子育ては希望や夢も大きいですが、悩みや迷いもつきものです。町ではそんな子育てに奮闘する保護者の方をサポートするため、いろいろな機関で子育てに係る事業を行っています。

ぜひ、ご自分に合ったサポートを見つけてください。応援しています。

親子交流館
親子ふれあいひろば
24 p ~

認定こども園
26 p ~

児童発達
支援事業所
49 P ~

児童館
37 P ~

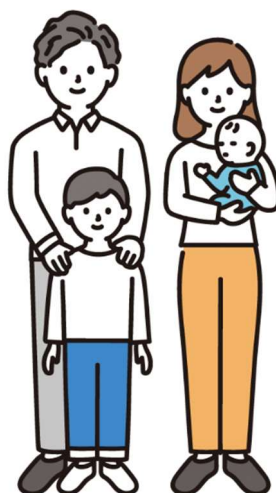
教育委員会

小学校
中学校
30 P ~

保健福祉センター
ひまわり

北海道
標津高等学校
33 P ~

子育て世代
包括支援事業



もくじ

妊娠から出産・子育て期へ

赤ちゃんが生まれるまで

1. 母子健康手帳の交付（予約制）	- 1 -
(1) 近隣の主な産婦人科	- 2 -
(2) 町内の病院、薬局	- 2 -
2. 妊娠中の助成、健康相談	- 3 -
(1) 妊婦健康診査費の助成	- 3 -
(2) 低所得妊婦に対する初回産科受診料支援事業について	- 3 -
(3) 妊婦健康相談・訪問	- 4 -
(4) 歯周病検診について	- 4 -
3. 安全な出産のサポート	- 5 -
(1) 緊急出産サポート事業	- 5 -
4. 育児用品の貸し出し	- 6 -
5. 不妊治療（先進医療）に関する助成事業	- 6 -
6. 不妊に関する相談窓口	- 7 -
(1) 中標津保健所 健康推進課	- 7 -
(2) 不妊専門相談センター	- 7 -

赤ちゃんが生まれたら

1. 戸籍の届出（出生届）	- 8 -
2. 出産・子どもに関する助成制度など	- 9 -
(1) 乳幼児等医療費助成制度	- 9 -
(2) 子ども医療費助成制度（町独自事業）	- 10 -
(3) 国民健康保険	- 11 -
(4) 国民健康保険税の免除	- 11 -
(5) 児童手当	- 12 -
(6) 紙おむつ用ゴミ袋支給事業	- 12 -
(7) 出産祝金の給付（町独自事業）	- 14 -
(8) 妊婦健康診査等交通宿泊費助成（町独自事業）	- 15 -
(9) 出産育児一時金	- 16 -
(10) 産科医療補償制度	- 16 -

(11) 未熟児養育医療	エラー! ブックマークが定義されていません。
(12) 育児休業給付金	- 17 -
(13) 結核児童療育医療給付	- 17 -
(14) 小児慢性特定疾患医療給付	- 17 -
3. 生まれてからの訪問や健康診査、相談など	- 18 -
(1) 新生児聴覚検査費助成事業	- 18 -
(2) 産婦健康診査費の助成	- 18 -
(3) 産後ケア事業	- 19 -
(15) 新生児訪問・産婦訪問	- 19 -
(16) 低出生体重児の届出・訪問	- 20 -
(17) 乳幼児健康診査	- 20 -
(18) 健康相談・教室など	- 21 -
4. 予防接種	- 23 -
(1) 定期接種（無料）	- 23 -
(2) 任意接種（有料）※町独自助成事業	- 24 -

親子交流館・親子ふれあいひろば

1. 親子交流館「おひさま」（標津町地域子育て支援センター）	- 25 -
(1) 連絡先	- 25 -
(2) 主な事業	- 25 -
2. 親子ふれあいひろば「ぼっぷこーん」（川北生涯学習センター）	- 26 -
(1) 所在地・連絡先	- 26 -
(2) 主な事業	- 26 -

認定こども園

1. 認定こども園	- 27 -
(1) 施設住所・連絡先	- 27 -
(2) 入園対象年齢（標津・川北共通）	- 27 -
(3) 入園基準（標津・川北共通）	- 28 -
(4) 利用定員	- 28 -
(5) 利用時間（標津・川北共通）	- 28 -
(6) 利用者負担額（標津・川北共通）	- 29 -
(7) 一時保育	- 30 -

入学から進学まで

小学校・中学校・高等学校

1. 入学前には - 31 -
 - ①. 就学前児童健康診断 - 31 -
 - ②. 小・中学校新入学時の就学通知 - 31 -
2. 学校を決めましょう - 32 -
 - ①. 就学校の変更及び区域外就学制度 - 32 -
 - ②. 転入するとき - 32 -
 - ③. 転出するとき - 32 -
 - ④. 転居のとき - 32 -
3. 小・中学生への支援 - 33 -
 - ①. 就学援助制度 - 33 -
 - ②. 小中学校遠距離通学費補助 ★標津町独自事業★ - 33 -
 - ③. 小中学校入学祝い金助成 ★標津町独自事業★ - 33 -
4. 高校生への支援 ★標津町独自事業★ - 34 -
5. その他の教育支援 - 35 -
 - ①. 町奨学金貸付事業 - 35 -
 - ②. 学校教育活動に関する大会等出場経費助成 - 36 -
 - ③. 少年団活動・標津高校部活動などに関する大会出場経費助成 - 37 -

児童館

1. 標津町キラリ児童館 - 38 -
2. 川北児童館（川北放課後児童クラブ） - 38 -

ひとり親家庭への支援

1. ひとり親家庭に関する手当・制度 - 40 -
 - ①. 児童扶養手当 - 40 -
 - ②. ひとり親家庭等医療費助成制度（一部町独自事業） - 41 -
 - ③. 母子寡婦福祉資金貸付制度 - 42 -
 - ④. ひとり親世帯公共料金助成制度 - 43 -
2. ひとり親家庭に関する相談窓口 - 44 -
 - ①. 釧路母子家庭等就業・自立支援センター - 44 -

お子さんの発達が心配なとき

1. 子どもの発達に関する相談窓口 - 45 -
 - ①. 乳幼児健康診査 - 45 -
 - ②. 巡回児童相談 - 45 -
 - ③. 障がい者福祉相談員 - 46 -
2. 障がいに関する手当・制度 - 46 -
 - ①. 身体障害者手帳 - 46 -
 - ②. 療育手帳 - 46 -
 - ③. 精神障害者保健福祉手帳 - 46 -
 - ④. 特別児童扶養手当 - 47 -
 - ⑤. 障害児福祉手当 - 47 -
 - ⑥. 重度心身障がい者医療費助成制度 - 47 -
 - ⑦. 障害年金 - 47 -
3. 障がいに関する医療給付など - 48 -
 - ①. 自立支援医療（育成医療・更生医療） - 48 -
 - ②. 自立支援医療（精神通院） - 48 -
 - ③. 重度心身障がい者医療費助成制度 - 49 -
 - ④. 補装具購入・修理 - 49 -
 - ⑤. 日常生活用具 - 50 -
 - ⑥. 交通運賃の割引（JR/航空運賃） - 50 -
4. 子どもの発達に関する支援施設 - 51 -
 - ①. 標津町児童発達支援事業所「くれよんハウス」 - 51 -
 - ②. まはろ（放課後等デイサービス） - 53 -
 - ③. あくせす根室（根室圏域障がい者総合支援センター） - 51 -

お子さんと一緒に遊べる場所

1. 標津町の施設.....	- 54 -
①標津町生涯学習センター「あすぱる」	- 54 -
②標津町図書館「としよぱる」	- 54 -
③文化ホール（標津町図書館分室）	- 55 -
④標津町総合体育館.....	- 56 -
⑤標津町営プール	- 57 -
⑥町営スケートリンク	- 57 -
⑦標津サーモン科学館	- 58 -
③. 標津町の魅力ある公園	- 59 -
①. しべつ「海の公園」	- 59 -
②. 標津町ポー川史跡自然公園	- 61 -
③. 標津町望ヶ丘森林公園	- 61 -
④. 川北農村公園	- 62 -
⑤. 標津川桜つつみ公園	- 62 -
⑥. 標津町鳩ヶ丘農村公園	- 62 -

相談窓口・関係施設

1. 相談窓口.....	- 63 -
2. 町内公共施設.....	- 63 -
3. 医療機関	- 64 -
4. 母乳育児相談 ★予約制.....	- 65 -
5. 親子でお出かけ・遊び場など	- 66 -
6. 託児	- 67 -



赤ちゃんが生まれるまで

1. 母子健康手帳の交付（予約制）

妊娠がわかったら妊娠の届出をしましょう。届け出をすると、出産までの妊婦の健康状況や出産時の大切な事項、出産後の予防接種・成長状況などを記録する「母子健康手帳」と、「妊産婦健康診査受診票」等が交付されます。

【届出窓口】

標津町保健福祉センター健康推進担当（TEL 82-1515 FAX 82-1530）

【必要なもの】

平成 28 年 1 月 1 日以降、社会保障・税番号制度導入に伴い、届け出の際に個人番号（マイナンバー）確認と身元確認が義務となりました。来所の際には、以下の書類をご持参ください。

〔妊婦本人の届出の場合〕(1)又は(2)が必要です。

(1) 個人番号カード 個人番号カード 1 枚で、①個人番号確認と②身元確認が可能。

(2) ①と②の両方が必要です。

①個人番号確認

個人番号の記載された住民票の写し（住民記載事項証明書）、通知カード（※）

②身元確認

身元確認書類（下記の「身元確認書類」を参照）

〔代理人による届出の場合〕(1)～(3)の全てが必要です。

(1) 委任状 ※妊婦本人(委任者)が記入してください。標津町役場HPよりダウンロード可

(2) 代理人の身元確認書類（下記の「身元確認書類」を参照）

(3) 妊婦本人（委任者）の番号確認書類（①～③のいずれか 1 点）

①. 個人番号カード又はその写し

②. 個人番号が記載された住民票(住民票記載事項証明書)又はその写し

③. 通知カード（※）又はその写し

「身元確認書類」

○1 種類でよいもの

運転免許証、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書、国もしくは地方公共団体が発行した顔写真付きの証明書

○いずれか 2 種類の提出が必要なもの（顔写真のない証明書）

健康保険証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書など



赤ちゃんが生まれるまで

※ 令和2年5月25日時点で交付されている通知カードは、氏名、住所等の記載事項に変更がない場合又は正しく変更手続きがとられている場合に限り利用可能です。

お問い合わせ 標津町保健福祉センター 健康推進担当 TEL 82-1515

(1) 近隣の主な産婦人科

病 院 名	住 所	電 話
町立中標津病院	中標津町西10条南9丁目1番地1	0153-72-8200
町立別海病院	別海町別海西本町103番地9	0153-75-2311
市立根室病院	根室市有磯町1丁目2番地	0153-24-3201
釧路赤十字病院	釧路市新栄町21-14	0154-22-7171
市立釧路総合病院	釧路市春湖台1-12	0154-41-6121

※「釧路赤十字病院」は総合周産期母子医療センターに登録されています。

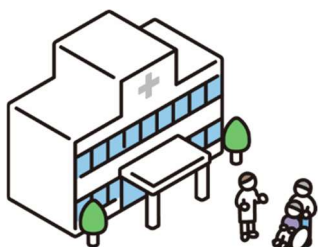
※「町立中標津病院」と「市立釧路総合病院」は地域周産期母子医療センターに登録されています。

※「市立根室病院」の分娩は単胎の経産婦に限り対応しております。

※「町立別海病院」の分娩は休止中です。直接病院へ受診される前に受診可能かどうかお問い合わせください。

(2) 町内の病院、薬局

病院・薬局名	住 所	電 話
標津町国民健康保険標津病院	標津町北1条西5丁目6番1-1号	0153-82-2111
川口薬局標津店	標津町北1条西5丁目6番3号	0153-82-1275
しべつファーマシー	標津町北1条西5丁目1番2号	0153-82-2345



2. 妊娠中の助成、健康相談

(1) 妊婦健康診査費の助成

妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産ができるよう支援します。

母子健康手帳の交付にあわせて、「妊婦一般健康診査受診票(14 回分)」・「超音波検査受診票(11 回分)」を交付します(転入された妊婦の方には随時交付します)。



なお、「妊婦一般健康診査」の結果、医師が精密健康診査を要すると認めた場合、妊娠期間中 1 回のみ「妊婦精密健康診査受診票」の交付を受けることができます。該当された方は、精密健診を受ける前に申請が必要です。

[交付時期] 妊娠届出時と妊娠 26～27 週頃の 2 回(予約制)

[持ち物] 1. 母子健康手帳の交付(予約制)で示した「必要なもの」と同様です。

※妊婦精密健康診査受診票の交付は随時ご連絡ください。

※多胎妊娠の場合は、妊婦一般健康診査受診票を 16 回分交付します。

(2) 低所得妊婦に対する初回産科受診料支援事業について

経済的負担を少なくし母体と赤ちゃんの健康を保つための、低所得者向け初回産科受診料の助成を行います。対象者などは以下のとおりですので、妊娠届出時にお申し出ください。

[対象者] 本町に住民登録のある次の①②に当てはまる方

- ① 住民税非課税世帯に所属している方、又は同等の所得水準であると認められる方
- ② 町が世帯の課税状況を確認すること、及び関係機関と必要な情報を共有することに同意する方

[助成内容] 初回の産科受診料を最大 10,000 円、1 回の妊娠につき 1 回、同一年度に 2 回まで助成します。

[助成方法] 申請書と初回の産科受診時の領収書等を保健福祉センターに提出してください。対象者と確認後の償還払いとなります

お問い合わせ

標津町保健福祉センター 健康推進担当 TEL 82-1515



赤ちゃんが生まれるまで

(3) 妊婦健康相談・訪問

健やかな妊娠と出産を迎えるための学習、情報提供を行い、妊婦さん一人一人の妊娠経過に合わせた支援をします。

[回数] 2回（妊婦一般健康診査受診券等交付時）

[内容] 赤ちゃんの育ちを支えるために

- ・胎盤の話、妊婦健診結果の見方
- ・妊娠高血圧症、妊娠糖尿病の予防など
- ・母体と赤ちゃんのための栄養の話
（妊娠中の食事の役割、個々の体に必要な食事量など）

[その他] 随時相談

- ・健康で無事なお産を迎えるための日常生活や栄養、心の健康などについて相談を受け付けています。悩みや不安がある時は電話や来所、必要な時は家庭訪問での相談も受け付けています。

お問い合わせ

標津町保健福祉センター 健康推進担当 TEL 82-1515

(4) 歯周病検診について

歯周疾患に罹患しやすい妊娠中に歯周病検診を受けることで、妊婦の口腔衛生の状態を健康に保ち、胎児の健全な発育を図るとともに、妊婦及び出生児の口腔衛生の向上につながるよう支援します。

[対象者] 町内在住の妊婦 *令和7年4月1日以降に届出をした方

[検診内容] 問診、口腔内検査、結果説明及び保健指導

[回数] 妊娠中に1回

[料金] 無料（検診後の治療や処置については自己負担となります）

[受診方法] 町が委託している歯科医院に電話予約の上、「標津町歯周病検診受診券」に記名し、受診日に歯科医院に提出してください。

[受診券について] 母子健康手帳の交付時に「標津町歯周病検診受診券」も交付します。

[受診できる医療機関] 町が委託した歯科医療機関（受診券の裏面に記載しています）

お問い合わせ

標津町保健福祉センター 健康推進担当 TEL 82-1515

3. 安全な出産のサポート

(1) 緊急出産サポート事業

妊婦さんが事前に登録した出産に関する情報を町と標津消防署が共有し、緊急時に速やかに医療機関に搬送できる体制を整備するとともに、道路の通行止めなどが予想される場合には出産予定日が近い妊婦の方に情報を提供し、安全・安心な出産を支援します。

【対象者】

町内在住の妊婦さんで、登録を希望される方。

※里帰り出産で、標津町にお住まいの方も登録可能です。

【登録方法】

「妊婦情報事前登録者届出書」を保健福祉センター子育て支援担当へ提出してください。登録後、「登録カード」が発行され、情報が共有されます。

※届出書は「保健福祉センター」にご用意しております。
(標津町子育て支援HPからダウンロードも可能です。)

【登録内容の変更・解除】

下記のいずれかの段階で転出、出産等が確認できた場合は登録を解除します。

- ・本人からの連絡
- ・保健福祉センター職員による情報の把握
- ・出産予定日から1ヶ月経過

なお、登録した情報に変更が生じた場合（町内での転居、町外へ転出など）は、保健福祉センター子育て支援担当にご連絡ください。

【サポート内容】

登録完了後、下記のサポートが開始されます。

(1) 緊急出産における搬送サポート

救急隊員が居住地や受診医療機関を把握しているので、緊急搬送がスムーズに行われます。

(2) 荒天時の情報提供

主要道路の通行止めなどが予想される場合、37週以降の妊婦さんに情報を提供します。

お問い合わせ 標津町保健福祉センター 子育て支援担当 TEL 82-1515



赤ちゃんが生まれるまで

4. 育児用品の貸し出し

標津町社会福祉協議会では、ベビーベッドなどの育児用品を貸し出しています。数に限りがあるため先着順となりますが、ご希望の方は社会福祉協議会までお問い合わせください。

【貸し出しできる育児用品】

チャイルドシート、ジュニアシート、ベビーベッド、ベビーカー、ベビーバス、バウンサー、ベビーソファ、食卓ハイチェア

【貸し出し期間】

3ヶ月間（チャイルドシートは1ヶ月間）

※ほかの方から予約申込みが無く、育児用品に空きがある場合は、1ヶ月ごとの延長が可能です。

お問い合わせ 標津町社会福祉協議会 TEL 82-1212

5. 不妊治療（先進医療）に関する助成事業

医療保険対象外となっている先進医療を受けている方の治療費や交通費の費用の一部を助成します。

【対象となる治療】

対象となる治療は下記のとおりですが、医療保険適用の不妊治療と併用して実施した先進医療が対象です。

- | | |
|--|---|
| ☐ 子宮内膜刺激術（SEET 法） | ☐ タイムラプス撮像法による受精卵・胚培養 |
| ☐ 子宮内膜擦過術（子宮内膜スクラッチ） | ☐ 子宮内細菌叢検査 1（EMMA/ALICE） |
| ☐ 子宮内膜受容能検査 1（ERA） | ☐ ヒアルロン酸を用いた生理学的精子選択術（PICSI） |
| ☐ 二段階胚移植術 | ☐ 子宮内膜受容能検査 2（子宮内膜受容期検査）（ERpeak） |
| ☐ 子宮内細菌叢検査 2（子宮内フローラ） | ☐ 膜構造を用いた生理学的精子選択術（Zymot） |
| ☐ 強拡大顕微鏡を用いた形態学的精子選択術（IMSI） | |

【対象となる方】以下の要件をすべて満たす方

- ・不妊治療の開始日が令和5年4月1日以降であること。
- ・不妊治療開始日の妻の年齢が43歳未満であること。
- ・夫婦のいずれかが、標津町に住所を有し婚姻していること。（事実婚含む）

【助成の内容】

〔治療費〕

医療保険適用の不妊治療と併用して実施した先進医療にかかった自己負担額の 7 割（3.5 万円を上限）を助成します。

助成回数は、保険診療の回数に準じます。初回助成時の治療開始日において 40 歳未満の方は 1 子ごとに 6 回まで、40 歳から 43 歳未満の方は 1 子ごとに 3 回までです。

[交 通 費]

自宅から医療機関までの距離が片道 25 kmを超える方を対象に、距離に応じ交通費の一部を助成します。（自宅から治療可能な最寄りの医療機関までの距離で算出します。）

1 回の治療において、5 回分が上限となります。

【申請方法】

申請が年度ごとに 4 月から 3 月までに受けた治療分について、3 月 31 日までに下記書類を提出してください。

- ①不妊治療費助成事業申請書
- ②不妊治療費等助成事業受診等証明書（先進医療を実施した指定医療機関で証明が必要です）
- ③対象となる検査・治療費の領収書及び診療明細
- ④住民票謄本（記載事項を省略していない発行日より3か月以内に発行されたもの）
- ⑤通帳等コピー（振込先口座が分かるもの）

お問い合わせ 保健福祉センター子育て支援担当 TEL 82-1515

6. 不妊に関する相談窓口

(1) 中標津保健所 健康推進課

中標津保健所 健康推進課（根室振興局 保健環境部 中標津地域保健室）

[所 在 地] 〒086-1111 北海道標津郡中標津町東 1 条南 6 丁目

[連 絡 先] TEL：0153-72-2168 FAX：0153-72-6894

(2) 不妊専門相談センター

不妊専門相談センター（旭川医科大学病院産婦人科）

[所 在 地] 〒078-8510 北海道旭川市緑が丘東 2 条 1 丁目 1 番 1 号

[連 絡 先] TEL：0166-68-2568

[相談時間] 毎週火曜日 11：00 ～ 16：00





赤ちゃんが生まれたら



赤ちゃんが生まれたら

お子様のご誕生おめでとうございます。

町ではお子様のご誕生を祝福するとともに、次代を担う子どもの出産を祝い、町の活性化と児童の健全な発育に資することを目的として、様々な制度を設けております。

ぜひご利用ください。



1. 戸籍の届出（出生届）

出生後 **14 日以内** に、役場戸籍窓口に「出生届」を提出してください。

【届出窓口】

標津町役場 1 階、住民生活課 戸籍・国民年金担当(④番窓口)

【届出人】

父又は母

【必要なもの】

出生証明書（医師・助産師の証明が必要）、母子健康手帳

【その他】

届出地は、所在地・本籍地・出生地です。

【注意事項】

- ・ 名前に使う文字には一定の制限があります。詳しくは窓口にお尋ねください。
- ・ 届出人は、原則として「父」又は「母」となります。
- ・ 赤ちゃんが外国人でも、日本国内で生まれた場合は届出が必要です。

お問い合わせ

標津町役場 住民生活課 戸籍・国民年金担当 TEL 85-7243

2. 出産・子どもに関する助成制度など

(1) 乳幼児等医療費助成制度

【対象者】

標津町に住所を有する小学校卒業までの子どもで、対象者の生計を維持する方の所得が規定の金額を超えていない方

【助成の内容】

年齢区分	課税区分	助成経費	自己負担
3歳未満	—	入院及び外来に係る医療費	初診時一部負担金
3歳～就学前	非課税		医療費の1割
	課税		
小学生	非課税	入院のみに係る医療費	初診時一部負担金
	課税		医療費の1割

※入院時の食事療養費、保険外負担（健康診断、予防接種、室料差額、病衣代、文書料など）は助成の対象になりません。

【助成の方法】

①役場住民生活課保険医療担当窓口にて受給者証（白色）の交付申請を行う。

【申請に必要なもの】

- ・個人番号通知カード又はマイナンバーカード
- ・お子さんの健康保険がわかるもの（マイナ保険証、資格情報のお知らせ、資格確認書）

②病院や調剤薬局でマイナ保険証等と受給者証を提示してください。

※道外の医療機関を受診した場合や、受給者証を提示せずに受診した場合は一度医療機関に支払いが必要になる場合があります。

③一度、医療機関に支払いをした方は、役場住民生活課保険医療担当窓口で払い戻しの手続きを行ってください。

【払い戻しの申請に必要なもの】

- ・医療機関で発行した領収書
- ・振込先口座のわかるもの
- ・受給者証
- ・個人番号通知カード又はマイナンバーカード

【医療費負担額の上限】

1ヶ月の助成対象者にかかる医療費負担額が次の金額を超えた場合は、その超えた額を助成します。

〔外来のみ〕 18,000 円（個人ごと） 〔入院含む〕 57,600 円（世帯合算）
（年間上限 144,000 円まで）

お問い合わせ 標津町役場 住民生活課 保険医療担当 TEL 85-7243



赤ちゃんが生まれたら

(2) 子ども医療費助成制度（町独自事業）

【対象者】

標津町に住所を有する 18 歳以下の子ども

※生活保護等を受けている方や親の扶養から外れている方、婚姻等をした方は対象外になります。

【助成の内容】

医療費に係る一部負担金の全額を助成します。

※入院時の食事療養費、保険外負担（健康診断、予防接種、室料差額、病衣代、文書料など）は助成の対象になりません。

【助成の方法】

①役場住民生活課保険医療担当窓口で申請し受給者証の交付を受けてください。

【申請に必要なもの】

・お子さんの健康保険がわかるもの（マイナ保険証、資格情報のお知らせ、資格確認書）

②病院や調剤薬局でマイナ保険証等と受給者証を提示してください。

※受給者証を提示せずに受診した場合や他の医療費助成制度の受給者である場合等は、一度、医療機関に支払いが必要です。

③一度、医療機関に支払いした方は、役場住民生活課保険医療担当窓口で払い戻しの手続きをしてください。

【払い戻しの申請に必要なもの】

・医療機関で発行した領収書 ・振込先口座のわかるもの
・受給者証 ・個人番号通知カード又はマイナンバーカード

お問い合わせ

標津町役場 住民生活課 保険医療担当 TEL 85-7243

(3) 国民健康保険

国民健康保険は、町内に住所のある方（外国人は在留期間が3ヶ月を超える方）で、職場の健康保険に加入している方と生活保護を受けている方以外全ての方が加入しなければなりません。※親が国民健康保険に加入している場合は、届出が必要です。

お問い合わせ 標津町役場 住民生活課 戸籍・国民年金担当 TEL 85-7243

(4) 国民健康保険税の免除

【対象者】

出産予定または出産した国民健康保険被保険者の方

※妊娠85日（4か月）以上での死産・流産・早産・人工妊娠中絶の方も対象です。

【免除内容】

その年度に納める保険税の所得割と均等割額から、出産予定月または出産月の前後月にあたる、産前産後期間の相当分が減額されます。

[単胎の方] 出産予定月または出産月の1か月前から出産月の2か月後までの4か月分

[多胎の方] 出産予定月または出産月の3か月前から出産月の2か月後までの6か月分

【届出方法】

原則、届出が必要となりますが、住民生活課で出産一時金の申請をされた方・出生届を出された方は不要です。

上記以外の方は役場住民生活課保険医療担当窓口へ届出してください。

【届出に必要な書類等】

- ・母子健康手帳
- ・マイナンバー（世帯主・出産する方）が確認できるもの
- ・親子関係を明らかにする書類

お問い合わせ 標津町役場 住民生活課 保険医療担当 TEL 85-7243



赤ちゃんが生まれたら

(5) 児童手当

【対象者】

国内に住む児童（0歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある子）を養育している方

【助成内容】

	3歳未満	3歳以上～18歳年度末
第1子 第2子	1人につき月額 15,000 円	1人につき月額 10,000 円
第3子以降	1人につき月額 30,000 円 大学生年代※のお子さんから年齢順に1人目、2人目と数え、 高校生以下の児童が3人目以降となる場合	

※大学生年代の子は、同居・別居、進学・就職などの状況にかかわらず、親などの経済的負担がある場合のみカウント対象

【手続き】

児童手当を受給するためには申請手続きが必要です。役場住民生活課保険医療担当窓口で申請手続きをしてください。

【申請に必要なもの】

- ・対象者の健康保険証がわかるもの（マイナ保険証、資格情報のお知らせ、資格確認書）
- ・振込先口座のわかるもの
- ・個人番号通知カード又はマイナンバーカード

【支給月】

6月・10月・2月 ※前月分までの手当を支給します。

お問い合わせ 標津町役場 住民生活課 保険医療担当 TEL 85-7243

(6) 紙おむつ用ゴミ袋支給事業

【対象者】

標津町住民基本台帳に登録され、町内において在宅で生活する満2歳までの乳幼児を養育している保護者。

【支給内容】

〔支給する袋〕 標津町指定可燃ゴミ袋 20リットル

〔支給枚数〕 新生児：150枚 転入児：0歳児 150枚 1歳児 80枚

【支給方法】

出生届（転入届）提出時に、役場住民生活課環境衛生担当窓口で受領書に記名することで支給を受けることができます。

※転出予定のある家庭については、転出予定月の前月までの分が支給されます。

お問い合わせ 標津町役場 住民生活課 環境衛生担当 TEL 85-7243

(7) 出産祝金の給付 (町独自事業)

※令和7年4月1日から妊婦のための支援給付金(国事業)と合算し、支給します。

【対象者】

【出産祝金】

- …出生後最初の住民登録が標津町になされる子をこの先、養育・監護する方で、引き続き本町に住所を有する意志のある方であり、下記のどちらかに当てはまる方
- ・お子さんの誕生時にすでに本町に1年以上引き続き居住している場合
- ・標津町転入後にお子さんが誕生し、転入時からの居住期間が引き続き1年を経過した場合

【妊婦のための支援給付金】

- …申請及び届出時点で標津町に住民票がある妊婦、もしくは産婦
- ※流産・死産等の場合も支給対象

◎1回目…妊婦であることの認定後…5万円

◎2回目…認定後、妊娠した子どもの数の届出後…5万円

※妊婦支援給付金は他市町村より同給付を受けていない方が対象になります。



【出産祝金の額】

- ・妊婦のための支援給付金【国事業】…各5万円
- ・出産祝金事業【町独自】…第2子 5万円(商品券5万円)
第3子以降 40万円(商品券25万円+現金15万円)

出生順	申請時期	支給額
「第1子」の場合	妊娠届出受理後…妊婦のための支援給付金【国事業】 出生届出受理後…妊婦のための支援給付金【国事業】	10万円
「第2子」の場合	妊娠届出受理後…妊婦のための支援給付金【国事業】 出生届出受理後…妊婦のための支援給付金【国事業】 出生届出時…出産祝金事業【町独自】	15万円
「第3子以降」の場合	妊娠届出受理後…妊婦のための支援給付金【国事業】 出生届出受理後…妊婦のための支援給付金【国事業】 出生届出時…出産祝金事業【町独自】	50万円

※【町独自】の出産祝金支給に係るお子さんの順位の数え方は、新生児と同じ世帯に住民登録のある子を生まれた順に第1子、第2子と数えます。

※第2子と第3子以降の【町独自】の出産祝金は、生活保護受給世帯は支給対象となりません。

※第3子以降の【町独自】の出産祝金は、生活保護受給世帯と町税等の滞納がある世帯は支給対象となりません。

【申請方法】

それぞれの申請書(届出書)を上記の手続き時に郵送及び手交します。ご記入の上、保健福祉センター子育て支援担当まで提出をお願いします。(申請書(届出書)と一緒に返信用封筒もお渡ししますのでご利用ください。)

お問い合わせ 標津町保健福祉センター 子育て支援担当 TEL 82-1515



赤ちゃんが生まれたら

(8) 妊婦健康診査等交通宿泊費助成（町独自事業）

妊婦健診や出産に係る交通費及び道路通行止めなどの理由で必要となる宿泊費の一部を助成します。

【助成対象経費】

〔交通費〕 妊婦健診（14 回）、産後健診（1 回）、出産（1 回）に係る交通費

※流産・死産の場合もそれまでの健診受診分は対象となります

〔宿泊費〕 出産に伴い必要となる妊婦の宿泊費（最大 5 泊）

【対象者】

〔交通費〕 町内在住で、標津町から出産医療機関に通院している妊婦

※里帰り出産で他町に居住している妊婦は対象外です。

※妊娠期間中に標津町に転入された方は、転入日以降分が対象となります。

〔宿泊費〕 交通費の対象となる妊婦のうち、次の①若しくは②に該当する妊婦

①ハイリスク出産と診断され周産期母子医療センター付近で宿泊が必要な妊婦

②出産予定日に荒天等による道路通行止めが発生し、出産医療機関付近での宿泊が必要な妊婦

※緊急出産サポート事業（P4）で連絡を受けた妊婦に限ります。

【助成金額】

〔交通費〕 ・通 常 出 産：通院 1 回あたり 400 円（往復分）

・ハイリスク出産：通院 1 回あたり 2,600 円（往復分）

〔宿泊費〕 宿泊費の 2/3（上限 3,000 円/泊）

【申請・支給手続き】

(1) 申請書の配布

出生したお子さんの 3～4 ヶ月健診案内時に申請用紙を同封します。

※申請書は「標津町子育て支援HP」からもダウンロードできます。

(2) 申請書の提出

必要事項を記入した申請書を、保健福祉センター子育て支援担当に提出してください。

【申請に必要なもの】

・母子健康手帳の写し（氏名と健診の受診状況が確認できるもの）

・宿泊施設からの領収書（宿泊費の助成を申請する方のみ） ・通帳

(3) 助成金の交付

申請書の受け取り後、内容を審査します。支給を決定した場合は、決定通知書を送付し、指定口座に助成金を振り込みます。

お問い合わせ 標津町保健福祉センター 子育て支援担当 TEL 82-1515

(9) 出産育児一時金

出産に伴い、加入している健康保険（社会保険・国民健康保険など）から、出生児 1 名につき 48.8 万円が支給されます。（産科医療補償制度利用時は 50 万円）

国民健康保険に加入の方は、役場住民生活課保険医療担当窓口、社会保険や共済保険に加入の方は、直接、会社等を通して請求してください。

[届出に必要なもの]

・分娩（出産）費用証明書 ・振込先口座のわかるもの ・個人番号通知カード又はマイナンバーカード

※出産費用のお支払いについては、病院にご相談ください。

※出産した本人が働いていた場合、退職後 6 ヶ月以内に出産すると以前加入していた医療保険から支給されることがあります。このような場合は出産時に加入している医療保険からは支給されません。

※申請の期限は出生から 2 年間。妊娠 85 日以上で流産や死産になった場合も対象。

お問い合わせ 標津町役場 住民生活課 保険医療担当 TEL 85-7243

(10) 産科医療補償制度

お産の現場では予期せぬことが起こってしまうことがあります。

産科医療補償制度は、お産したときに何らかの理由で重度脳性まひの障がいを追った赤ちゃんとその家族の事を考えた仕組みで、看護や介護のための補償金が支払われます。補償の対象児については、出生体重や在胎週数等、基準があり、分娩を取り扱う病院・診療所がこの制度に加入しています。詳細は、病院のケースワーカー等にお尋ねください。

お問い合わせ 標津町保健福祉センター 子育て支援担当 TEL 82-1515

(1) 未熟児養育医療

標津町に住所がある、満 1 歳未満の赤ちゃんで、医師が入院・治療が必要と認めた場合、公費で医療費を助成する制度です。（所得制限あり）

役場 住民生活課 保険医療担当窓口で手続きをしてください。

[申請に必要なもの]

・医師が発行する意見書 ・個人番号通知カード又はマイナンバーカード
・**お子さんの健康保険がわかるもの（マイナ保険証、資格情報のお知らせ、資格確認書）**

お問い合わせ 標津町役場 住民生活課 保険医療担当 TEL 85-7243



赤ちゃんが生まれたら

(2) 育児休業給付金

雇用保険の被保険者の方が1歳未満の子を養育するために育児休業を取得した場合、一定の要件を満たすと育児休業給付金を受け取ることができます。詳細は、勤務先の事業所又は公共職業安定所（ハローワーク）にお尋ねください。

$$\text{育児休業給付金} = \text{休業開始時賃金日額} \times \text{支給日数} \times 67\%$$

お問い合わせ ハローワーク根室公共職業安定所中標津分室 TEL 0153-72-2544

(3) 結核児童療育医療給付

児童福祉法に基づき、結核にかかっている18歳未満の児童に対し、医療費の給付を行うとともに、学校教育を受けるために必要な日用品・学用品の支給を行っています。

医療機関並びに保健所への届出が必要になりますので、詳しくは病院のケースワーカーなどにお尋ねください。

お問い合わせ 中標津保健所 TEL 0153-72-2168

(4) 小児慢性特定疾患医療給付

小児の慢性疾患で、その病気治療のために長期入院や通院をしている18歳未満の児童に、治療に必要な医療の給付及び日用品・学用品の支給を行っています。（所得により自己負担がある場合があります。）

医療機関並びに保健所への届出が必要になりますので、詳しくは病院のケースワーカーなどにお尋ねください。

[対象とする治療]

悪性新生物、慢性腎疾患、慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、内分泌疾患、膠原病、糖尿病、先天性代謝異常、血液疾患、免疫疾患、神経・筋疾患、慢性消化器疾患、皮膚疾患、染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群

お問い合わせ 中標津保健所 TEL 0153-72-2168

3. 生まれてからの訪問や健康診査、相談など

(1) 新生児聴覚検査費助成事業

新生児期に出産した病院で実施する新生児聴覚検査の初回検査および確認検査（必要時）の費用＜1回 5,000 円＞を助成します。

【初回検査：道内の医療機関（※）】

2 回目の妊婦一般健康診査受診券等交付時に交付された「標津町新生児聴覚検査受診票」を病院にご提出ください。各病院で検査料金が異なりますので、上限 5,000 円（税込）を超えた場合、差額分は自己負担となります。

※道内の医療機関：北海道が町の代理として締結している協定に参加していない医療機関の場合は償還払いとなります

【確認検査：道内の医療機関】

初回検査でリファ（要再検査）の場合に行う確認検査は償還払いとなります。医療機関より保健福祉センターに確認検査結果が届き次第、該当者に連絡いたしますので、その後、保健福祉センターに申請してください。

【道外の医療機関】

初回検査・確認検査ともに償還払いとなります。下記の書類を持参し、保健福祉センターに申請してください。

- ① 検査料にかかる領収書（新生児聴覚検査の料金とわかるもの）
- ② 母子健康手帳など聴覚検査結果が記載されているものの写し
- ③ 助成金を振込む金融機関名・口座名義・口座番号がわかるもの



お問い合わせ 標津町保健福祉センター 健康推進担当 TEL 82-1515

(2) 産婦健康診査費の助成

産婦の健康管理・育児支援等のため、2 週間健診および 1 か月健診時に利用できる「産婦健康診査受診票」を 2 枚交付します。

2 週間健診の実施の有無については、出産施設により異なりますので、各施設にお問い合わせください。

[交付時期] 妊娠後期に実施する健康相談時に交付（妊娠 26～27 週頃）



赤ちゃんが生まれたら

(3)産後ケア事業

出産後、ご自身の体調や子育てについて不安やお悩みがある、出産後1年未満の方と新生児及び乳児を対象として、産後の心身の休息を図りながら授乳指導や育児相談等のケアを受けられる事業です。ご希望の方は保健福祉センターに申請してください。

【内容】

委託先の4施設（町立中標津病院、ママケアハウス イコロ助産院、母乳育児相談室 るここ小川助産院、まきばの助産院）で休息や授乳支援、沐浴指導、育児相談等の希望するケアが受けられます。但し、医療が必要な方は対象外です。なお、ケアの内容は宿泊、通所、訪問など各施設により異なります。

区 分				事業費 1回（日）分	利用者 負担額	利用上限
1	町立中標津病院	SS型	1泊2日	【SS型】 約53,000円 【DS型 日帰り総合型】 約30,000円 【DS型 母乳育児相談型】 約4,000円 【OR型 母乳育児相談型】 約5,000円	2,500円	【SS型】 6泊7日 【DS型・OR型】 併せて10回
		DS型	日帰り総合型		1,500円	
2	ママケアハウス	SS型	1泊2日		2,500円	
	イコロ助産院	DS型	日帰り総合型		1,500円	
3	母乳育児相談室 るここ小川助産院	DS型	母乳育児相談型		500円	
4	まきばの助産院	OR型	母乳育児相談型		1,000円	

*SS型：ショートステイ型（短期入所）、DS型：デイサービス型（通所）、OR型：アウトリーチ型（居宅訪問）

*利用者負担額について、生活保護世帯・住民税非課税世帯は免除。

*利用上限について、町長が必要と認める場合はこの限りではありません。

*多胎児加算及び延泊料金については下記にお問合せ下さい。

お問い合わせ

標津町保健福祉センター 子育て支援担当 TEL 82-1515

(4)新生児訪問・産婦訪問

保健師がご家庭を訪問して、赤ちゃんの体重測定や発達確認、育児相談、母乳栄養やお母さんの健康相談、乳幼児保健サービスの説明・紹介を行います。

出生が確認できましたら保健福祉センターから電話でご連絡いたします。また、里帰り出産などで依頼があった場合にも随時対応可能です。

お問い合わせ

標津町保健福祉センター 健康推進担当 TEL 82-1515

(5) 低出生体重児の届出・訪問

出生時の赤ちゃんの体重が 2,500 g 未満のときは、母子健康手帳に挟んだ葉書やお電話などで保健福祉センターにご連絡願います。早期に保健師が対応させていただきます。

お問い合わせ 標津町保健福祉センター 健康推進担当 TEL 82-1515

(6) 乳幼児健康診査

個別健診

【1 か月児健康診査】

主に出産病院で実施し、小児科医等による診察、身体発育状況、栄養状態、健康状態、育児環境を確認し、疾病の早期発見・早期治療や乳児の健康の保持増進を促します。

〔対象〕 出生後 28 日～生後 6 週間未満の児

集団健診

保健福祉センターを会場に隔月で健康診査を行っています。対象の月になりましたら個別にご案内していますが、「しべつっ子の健康スケジュール」などでご確認できます。

【3～4 ヶ月児健康診査】

小児科医による診察や計測・育児相談、栄養相談、歯科相談を行い、先天的な疾患を早期発見し、早期治療・早期療育につなげます。

〔対象〕 3～4 か月児 〔回数〕 年 6 回

【1 歳 6 ヶ月児健康診査】

小児科医による診察や歯科検診、計測・育児相談、栄養相談、歯科相談を行い、生活習慣の獲得や食習慣の形成を支援、健やかな成長発達を促します。

また、発育状態、精神発達面・視聴覚機能などの面から、必要であれば適切な治療・療育が受けられるよう支援します。

〔対象〕 1 歳 6 か月～2 歳未満の児 〔回数〕 年 6 回

【3 歳児健康診査】

小児科医による診察や歯科検診、計測・育児相談、栄養相談、歯科相談を行い、生活習慣の獲得や食習慣の形成を支援、健やかな成長発達を促します。

また、発育状態、精神発達面・視聴覚機能などの面から、必要であれば適切な治療・療育が受けられるよう支援します。

〔対象〕 満 3～4 歳未満の児 〔回数〕 年 6 回

お問い合わせ 保健福祉センター 健康推進担当 TEL 82-1515



赤ちゃんが生まれたら

(7) 健康相談・教室など

出産



3～4ヵ月



1歳

【標津町役場で行う手続き】

	手続き内容	届出先	参照
✓	出生届	標津町役場住民生活課	9 ページ
	子ども医療費		11 ページ
	児童手当認定請求		12 ページ



未熟児訪問指導事業

医療機関と連携し、お子さんの退院後の発達の確認と養育者の不安軽減を図ります。

対象	未熟児
時期	退院後、早期に実施
内容	育児相談及び指導、計測、発達確認、乳幼児サービスの説明及び紹介

※入院中の医療費助成に関しては 15 ページをご参照ください。



離乳食教室

離乳食の進め方や調理法についての講話、簡単な実習、試食などを行います。

対象	3～4 ヶ月児の保護者
回数	年 6 回

ブックスタート

だいすきな人と、はじめての本を。

標津町では、0 歳児へ絵本のプレゼントを行っています。

3 ヶ月健診対象の親子に絵本のプレゼントと読み聞かせを行い、絵本を楽しむ最初のきっかけを作る手助けをします。

詳細については下記連絡先へ。

標津町図書館 TEL 82-2074



乳幼児健康相談

発育・発達の確認や育児の不安・悩みの解消、乳幼児期の食事、むし歯予防に関する指導・相談を行います。なお、下記対象以外で、相談をご希望の場合は事前にご予約をしてください。

対象	4 ヶ月児(必要時)、6～7 ヶ月児、 9～10 ヶ月児、12～13 ヶ月児、2 歳児
回数	年 12 回

2 歳



3 歳



通年



歯ピカ教室（個別）

乳歯のむし歯予防と健全な永久歯の発育及び不正咬合予防のため、歯みがき、仕上げみがきの習慣が形成できるよう指導します。

対象	1 歳 3 ヶ月児～ 5 歳 8 ヶ月児までの未入园児
回数	年 12 回



むし歯のない子の表彰式

むし歯のない子を表彰し、予防意識の高揚とむし歯のない児の増加を図ります。

対象	・ 3 歳児又は 4 歳児でむし歯のない児 ・ 就学児健診でむし歯のない児 ・ 中学 1 年生でむし歯のない児
回数	表彰式 年 1 回



園児フッ素塗布

乳歯のむし歯予防を目的に、希望者にフッ素塗布を実施します。

対象	こども園児（満 1 歳以上）
回数	年 3 回
場所	認定こども園

※4・5 歳でフッ化物洗口希望者は除く



歯科健康教育

むし歯や永久歯、不正咬合に対する知識と予防意識を高め、予防行動が効果的にできるよう指導します。

対象	こども園児及び親子、学童
場所	認定こども園、学校
内容	歯の講話、歯みがき練習、口腔内検査など



幼児の栄養指導

幼児期から食に関心を持ち、偏食や肥満などを予防・改善できるよう指導します。

対象	こども園児
回数	年 1～3 回
場所	認定こども園
内容	栄養についての講話等

親子交流館 親子ふれあいひろば

親子で安心して遊べる空間を提供しています。子育て奮闘中のお父さんやお母さんにとっても、交流の場となっています。季節の製作やイベント、運動遊びなどをお友達と楽しめます。

詳細については 24 ページをご参照ください。

お問い合わせ

標津町保健福祉センター 健康推進担当・栄養指導担当 TEL 82-1515



赤ちゃんが生まれたら

4. 予防接種

定期接種については「保健福祉センター」及び「町立中標津病院」で接種した場合に、費用を町が助成し無料で接種することができます。この 2 機関以外で予防接種を行った場合、費用は自己負担となりますのでご注意ください。

なお、疾病等でかかり付け医による接種が必要な場合などは、保健福祉センター管理/保健予防担当（TEL 82-1515）へ必ず事前（接種前）にご相談ください。

接種対象期間・間隔についての詳細は新生児訪問等で配布している「予防接種と子どもの健康」をご参照いただくか、管理/保健予防担当までお問合せください。

(1) 定期接種（無料）

ワクチンの種類	接種回数	標準的な接種期間
ロタウイルス	<ロタリックス（1価）> 2 回経口接種	生後 6 週 0 日後から生後 24 週 0 日後の間で 27 日以上の間隔をおいて 2 回経口投与。ただし、初回接種については、生後 2 ヶ月に至った日から出生 14 週 6 日後までの間
	<ロタテック（5 価）> 3 回経口接種	生後 6 週 0 日後から生後 32 週 0 日後の間で 27 日以上の間隔をおいて 3 回経口投与。ただし、初回接種については、生後 2 ヶ月に至った日から出生 14 週 6 日後までの間
小児用肺炎球菌	初回接種：3 回	生後 2 ヶ月から 7 ヶ月に至るまでの間に開始し、生後 12 か月までに 27 日以上の間隔をおいて 3 回接種
	追加接種：1 回	初回接種終了後、60 日以上の間隔をおいて、生後 12 ヶ月から 15 ヶ月に至るまでに接種
B 型肝炎	3 回	生後 2 ヶ月に至った時から 9 ヶ月に至るまでの間に 3 回接種 1 回目：生後 2 ヶ月に至ったときから 2 回目：1 回目から 27 日以上の間隔をおいて接種 3 回目：1 回目から 139 日以上の間隔をおいて接種
インフルエンザ菌 b 型 (Hib)・ジフテリア・百日咳・破傷風・ポリオ 〈五種混合〉	1 期初回：3 回	生後 2 ヶ月から 7 ヶ月に至るまでの期間に 20 日から 56 日までの間隔をおいて 3 回接種
	1 期追加：1 回	1 期初回接種終了後、6 ヶ月から 18 ヶ月までの間隔をおいて接種
	2 期：1 回 ジフテリア・破傷風 〈二種混合〉	11 歳に達した時から 12 歳に達するまでの期間に接種
B C G	1 回	生後 5 ヶ月に達した時から 8 ヶ月に達するまでの期間
麻しん・風しん 混合 〈MR〉	1 期：1 回	生後 12 ヶ月から 24 ヶ月に至るまでの間の期間に接種
	2 期：1 回	5 歳以上 7 歳未満で小学校就学の始期に達する日の前日までの間に接種
水痘	2 回	1 回目：生後 12 ヶ月から 15 ヶ月に至るまでに接種 2 回目：1 回目の接種終了後 6 ヶ月から 12 ヶ月に至るまでの間隔をおいて接種

ワクチンの種類	接種回数	標準的な接種期間
日本脳炎	1 期初回：2 回	3 歳に達した時から 4 歳に達するまでの期間に 6 日から 28 日までの間隔をおいて 2 回接種
	1 期追加：1 回	初回接種終了後おおむね 1 年を経過し、4 歳に達した時から 5 歳に達するまでの期間に接種
	2 期	9 歳に達した時から 10 歳に達するまでの期間に接種
子宮頸がんワクチン	サーバリックス 2 価	中学 1 年生になる年度に 1 回目を接種し、1 ヶ月の間隔をあけて 2 回目、1 回目接種から 6 ヶ月の間隔をあけて 3 回目を接種。
	ガーダシル 4 価	中学 1 年生になったら 1 回目接種を受け、2 ヶ月の間隔をあけて 2 回目、1 回目接種から 6 ヶ月の間隔をあけて 3 回目を接種。
	シルガード 9 価	■ 1 回目の接種を 15 歳になるまでに受ける場合 ・ 中学校 1 年生になる年度に 1 回目を接種し、6 ヶ月の間隔をあけて 2 回目を接種。 ■ 1 回目の接種を 15 歳になってから受ける場合 ・ 1 回目の接種後 2 ヶ月の間隔をあけて 2 回目、1 回目接種から 6 ヶ月の間隔をあけて 3 回目を接種。

(2) 任意接種（有料）※町独自助成事業

ワクチンの種類	助成内容	対象年齢
インフルエンザ	自己負担が 1,000 円になるよう助成 * 小学生、中学生、標津高校生徒は原則、集団接種となります。	生後 6 ヶ月以上 標津高校 3 年生まで

お問い合わせ

標津町保健福祉センター 管理/保健予防担当 TEL 82-1515



親子交流館・親子ふれあいひろば

育児についての悩みや不安等の相談、情報交換、親子遊びなど、子育て中の保護者の交流を通じて、友だちの輪、子育ての輪を広げ地域全体で子育てを支援します。

1. 親子交流館「おひさま」（標津町地域子育て支援センター）

(1) 連絡先

〒086-1651 標津町南1条西5丁目5番3号（生涯学習センターあすぱる内） TEL 82-2900

(2) 主な事業

<あそびの広場> ※登録不要（随時募集）

親子で楽しく集える場所を提供します。お友達を誘って遊びに来てください。

〔開館日時〕 毎週月・水・金曜

・午前の部 9:30~11:30

・午後の部 13:30~15:30

〔対 象〕 【午前の部】 0歳～5歳のお子さんと保護者

【午後の部】 月曜日: 0歳～3歳の未就園児と保護者

水曜日: 0歳～3歳の未就園児と保護者(相談のみ) ※事前予約が必要

金曜日: 0歳～5歳のお子さんと保護者

<育児相談、子育て支援活動>

専任の職員が電話や面接で相談をお受けしています。また、専門機関へのパイプ役にもなりますので、どんな小さなことでも気軽にご相談ください。

〔日時〕 毎週 月・水・金曜日 9:30~15:30

〔電話番号〕 82-2900 生涯学習センターあすぱる内

<子育てハガキ>

誕生から3歳までのお子さんに「子育てハガキ」を誕生月に発送しています。

お問い合わせ

標津町生涯学習センター「あすぱる」 TEL 82-2900

2. 親子ふれあいひろば「ぽっぷこーん」(川北生涯学習センター)

(1) 所在地・連絡先

〒086-1451 標津町字川北基線 12 番地 TEL 85-2224

(2) 主な事業

【育児相談・遊び方教室】

地域みんなで子育てを応援しています。

気軽に集い育児を行う親子の交流の場を提供しています。

[対象] 3 歳以下のお子さんと保護者

[日時] 毎週月・水・金曜日 10:00 ～ 16:00

毎週火・木曜日 10:00 ～ 12:00

※専任の指導員 2 名が対応しています。

お問い合わせ 川北生涯学習センター TEL 85-2224



認定こども園

1. 認定こども園

標津町の認定こども園は、幼稚園的機能と保育所的機能の両方を持ち、0歳から小学校就学前の子どもたちの教育・保育と子育て支援を一体的に行っています。

また、「標津認定こども園」には、「児童発達支援事業所」を併設し、親子と職員間の交流や相談体制などを充実させ、一体的な支援を進めます。

【支給認定について】

認定こども園を利用する際には、子どもの年齢や保育の必要性に応じて1号から3号までの支給認定を受ける必要があります。

この認定区分によって、施設の利用者負担額や利用時間が変わります。

認定区分	年 齢	保育の必要性
1号認定	満3歳以上	なし
2号認定	満3歳以上	あり
3号認定	満3歳未満	あり

(1) 施設住所・連絡先

標津認定こども園【愛称：あおぞら】

〒086-1652 標津町南2条西4丁目1番3号 TEL 82-2717

川北認定こども園【愛称：にじいろ】

〒086-1451 標津町字川北93番地21 TEL 85-2049 85-2959

(2) 入園対象年齢（標津・川北共通）

満6ヶ月～5歳児

(3) 入園基準（標津・川北共通）

認定区分により入園基準が異なります。

認定区分	入 園 基 準
1号認定	町内に住所を有していること
2・3号認定	町内に住所を有しており、両親が次のいずれかの事情があること ①両親共に1ヶ月に48時間以上の就労 ②母親の妊娠・出産（産前2か月、産後3か月） ③保護者の疾病・障がい ④同居又は長期入院等している親族の看護・介護 ⑤家庭の災害 ⑥求職活動（原則90日間） ⑦就学職業訓練 ⑧虐待やDVのおそれがあること ⑨育児休業中の継続利用など

(4) 利用定員

それぞれの施設で、年齢ごとの利用定員が設定されています。

区分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
標津	6人	12人	18人	30人	30人	30人	126人
川北	3人	6人	6人	15人	15人	15人	60人
計	9人	18人	24人	45人	45人	45人	186人

(5) 利用時間（標津・川北共通）

認定区分ごとに利用時間が異なり1号認定のみ希望家庭に預かり保育を実施しています。

区 分	曜 日	時 間
1号認定	月～金曜日（通常）	8：30 ～ 13：30
	月～金曜日（預かり保育）	13：30 ～ 16：00
2.3号認定	月～金曜日	7：30 ～ 18：30
	土曜日（希望保育）	7：30 ～ 17：45

※1号認定のみ夏季・冬季・春季休業期間があります。



認定こども園

(6) 利用者負担額（標津・川北共通）

町では、安心して子どもを預け、働きながら子育てをする家庭を応援しています。その一環として、平成 27 年度から、2 歳児以下の利用者負担額を国の徴収金基準額の 1/4 に設定しています。また、多子世帯やひとり親世帯は利用者負担額が減免になることがあります。

3 号認定（満 3 歳未満で保育の必要性がある子ども）

階 層 区 分		国基準額 (月額)	町利用者負担額 (月額)
第 1 階層	生活保護世帯	0 円	<u>0 円</u>
第 2 階層	町民税非課税世帯	0 円	<u>0 円</u>
第 3 階層	町民税所得割課税額 48,600 円未満	19,500 円	<u>4,870 円</u>
第 4 階層	町民税所得割課税額 97,000 円未満	30,000 円	<u>7,500 円</u>
第 5 階層	町民税所得割課税額 169,000 円未満	44,500 円	<u>11,120 円</u>
第 6 階層	町民税所得割課税額 301,000 円未満	61,000 円	<u>15,250 円</u>
第 7 階層	町民税所得割課税額 397,000 円未満	80,000 円	<u>20,000 円</u>
第 8 階層	町民税所得割課税額 397,000 円以上	104,000 円	<u>20,000 円</u>

お問い合わせ

標津認定こども園 TEL 82-2717 川北認定こども園 TEL 85-2959 85-2049

(7) 一時保育

認定こども園に入園していない子どもを緊急・一時的に保育します。

【利用要件】

- ① 保護者の傷病、事故、看護、介護及び冠婚葬祭などによる緊急、一時的に保育が必要となる子ども【緊急的保育】
- ② 保護者の育児に伴う心理的、肉体的負担の解消など私的な理由やその他の理由により、一時的に保育が必要になる子ども【私的理由による保育】

【一時保育先】

- 標津認定こども園 TEL 82-2717
- 川北認定こども園 TEL 85-2959・85-2049

【利用時間・回数・料金】

[利用時間] 9:00 ～ 17:00 まで
[利用回数] 3日以内／週 かつ 12日以内／月
[利用料金] 200 円/時間

【対象年齢】

満1歳から就学前の子ども

【申し込み】

利用希望日の3日前までに利用施設に電話で申し込みください。
緊急を要する場合は、当日申込みも受け付けます。ご相談ください。

お問い合わせ 標津認定こども園 TEL 82-2717 川北認定こども園 TEL 85-2959・85-2049



小学校・中学校・高等学校

本町には、小学校 2 校、中学校 2 校、道立の高等学校 1 校があります。

学 校 名	住 所	電 話
標津小学校	〒086-1651 標津町南1条西3丁目4番1号	82-2085
川北小学校	〒086-1451 標津町字川北基線13番地1	85-2019
標津中学校	〒086-1651 標津町南1条西3丁目1番5号	82-2083
川北中学校	〒086-1451 標津町字川北93番地3	85-2015
標津高等学校	〒086-1652 標津町南2条西5丁目2番2号	82-2015

1. 入学前には

①. 就学前児童健康診断

新しく小学校 1 年生になる子どもに対して、毎年 10 月頃に実施します。この健康診断は、学校保健法の規定により行うもので、就学前に必ず受けなければなりません。対象児童の保護者の皆様へ教育委員会よりご案内をいたします。

②. 小・中学校新入学時の就学通知

新入学児の保護者宛に、入学する学校を指定した「就学通知書」を 1 月下旬までに郵送します。就学通知書には、入学する児童生徒のお名前、入学する学校名、入学期日が記載されていますのでご確認ください。(4 月の入学式当日、学校に提出してください。)

なお、次に該当する場合は標津町教育委員会 管理課 学校教育担当までご連絡ください。

- ① 4 月に入学する児童生徒がいるのに、就学通知書・案内が届かないとき
- ② 就学通知書を受け取ったのちに、転居・転出されるとき
- ③ 国立・私立小学校・中学校に入学されるとき

お問い合わせ

標津町教育委員会 管理課 学校教育担当 TEL 82-3110

2. 学校を決めましょう

①. 就学校の変更及び区域外就学制度

教育委員会では各学校に通学区域を設定し、これに基づいて児童・生徒の就学すべき学校を指定しておりますが、地域の実情や保護者の意向を尊重し児童・生徒の具体的な事情に則した対応を行うための制度として就学校の指定変更及び区域外就学があります。

【学校の変更】

通学区域に基づいた学校に通うことが地理的な理由などにより保護者の意向に合致しない場合で、町教育委員会が相当な理由と認めた場合において、町の他の学校に変更できる制度。

【区域外就学】

一定の手続きを経て、関係機関の調整が整えば他の学校などに就学できる制度。

②. 転入するとき

他市町村から標津町へ転入してきた場合は、下記の手続きが必要です。

- ① 転入届を役場住民生活課戸籍窓口に提出してください。
- ② 転入前の学校の「在学証明書」を教育委員会に提出していただくと、入学先学校を指定し「入学通知書」を発行いたします。
- ③ 指定を受けた学校に「在学証明書」「教科用図書給与証明書」「入学通知書」を提出し、転校の手続きをします。

③. 転出するとき

標津町から他市町村へ転出する場合は、下記の手続きが必要です。

- ① 在学校に「在学証明書」「教科用図書給与証明書」を作成してもらいます。
- ② 役場住民生活課戸籍窓口で転出の手続きをしてください。
- ③ 転出先市町村の戸籍窓口で住所異動手続きを行い、転出先の教育委員会へ「在学証明書」を提出し、学校の指定を受け「入学通知書」を作成してもらいます。
- ④ 指定を受けた学校に「在学証明書」「教科用図書給与証明書」「入学通知書」を提出し、転校の手続きをします。

④. 転居のとき

町内で転居の場合、新住所の学区の学校に転校することになります。学校に住所変更の連絡をし、役場住民生活課戸籍窓口で転居の手続きをしてください。

お問い合わせ 標津町教育委員会 管理課 学校教育担当 TEL 82-3110

3. 小・中学生への支援

①. 就学援助制度

就学援助制度とは、経済的理由により就学困難と認められる小学生・中学生に対して、学校教育に必要な経費の一部を援助するものです。

【認定基準】

- ① 生活保護を受けている世帯
- ② 次のいずれかの措置を受けた世帯
 - ・ 町民税などが非課税か減免されている世帯
 - ・ 国民年金の掛金が減免になった世帯
 - ・ 国民健康保険税が減免または徴収猶予になった世帯
 - ・ 児童扶養手当の支給を受けている世帯
 - ・ その他の事情により経済的に何らかの援助を受けなければ子どもの教育に支障が生じる世帯など

【交付時期】

年 3 回（6 月・12 月・3 月）※新入学準備金は前年度の 3 月

【対象経費】

新入学学用品費、学用品購入費、修学旅行費、クラブ活動費、生徒会費、PTA 会費、体育実技費（小 1、小 4、中 1）、卒業アルバム代

②. 小中学校遠距離通学費補助 ★標津町独自事業★

小学生・中学生の遠距離通学に対する父母負担を軽減するとともに教育に対する地域格差を解消する事を目的に通学費補助を行っています。

【小・中学生バス通学費補助金】

通学区域内から路線バス等で通学する児童生徒の通学費の一部を補助します。

【自転車通学費補助金】

通学区域内から自転車で通学する児童生徒で、次の基準に該当する児童生徒の保護者に修理代及びヘルメット購入費として年額 5,000 円を補助します。

〔小学校児童〕 4 k m を超えるもの 〔中学校生徒〕 6 k m を超えるもの

③. 小中学校入学祝い金助成 ★標津町独自事業★

町内の小中学校へ入学する児童・生徒の入学にかかる各種必要物品購入費への助成を行うことで、保護者の負担軽減を図っています。

一人につき 50,000 円（町商品券）を入学祝い金として助成します。

お問い合わせ 標津町教育委員会 管理課 管理担当・学校教育担当 TEL 82-3110

4. 高校生への支援 ★標津町独自事業★

標津高等学校の生徒が充実した高校生活を過ごせるよう進学や就職、通学に関する様々な支援をしています。

遠距離通学生への支援	市街地以外から通学する生徒へバス定期代を通学費として補助します。 [補助内容] バス定期代全額補助 ※町外生徒について、評定平均「3.0」以下の場合は補助額が1/2となります。
高校生寮経費補助	寮（恵盟寮）は、全て個室です。入寮する生徒へ寮費の一部を補助しています。 [補助内容] 寮室料－無料 共通経費－電気・上下水道・燃料費は無料 ※個人負担は食費と自室電気、暖房料のみ負担になります。
進学のための受講経費助成	・リクルートの「スタディサブリ」の全生徒加入と受講経費全額助成
各種検定資格習得受験料助成	就職・進学に有利な資格を取得するため、講座を開設して受講指導をしています。 [助成内容] 資格検定受験合格者には検定料の全額を助成
未来を生きる力・生きぬく力を育むための教育旅行	○1年生 ・希望者全員を対象とした東日本大震災被災地（東北）への防災視察研修への参加費を全額助成します。 ○2年生 ・沖縄県への修学旅行（平和学習）参加経費を一部助成します。 [助成内容] 70,000 円を助成します。
新入学生徒への教科書・制服代タブレット購入費助成	教科書・制服代：50,000 円 タブレット購入費：全額
国公立大学等に入学する生徒への助成	国公立大学等への入学助成をすることで、高校全体の学力の底上げを目指します。 [助成内容] ・国公立大学および私立大学：300,000 円 ・短期大学および専門学校：200,000 円（専門学校1年制は100,000 円） ※但し、評定平均「4.3」以上の生徒を対象とする。
高校給食の実施	希望する生徒に給食の無償提供を行います。
新入学時教科書等購入経費助成	新入学時の教科書等購入経費を助成し、保護者の負担軽減を図ります。 [助成内容] ・町外生徒：50,000 円／1 人 ・町内生徒：100,000 円／1 人 ・推薦枠入学生徒：150,000 円／1 人

お問い合わせ 標津町教育委員会 管理課 学校教育担当 TEL 82-3110

5. その他の教育支援

①. 町奨学金貸付事業

本町の産業、経済、教育の振興と発展に役立つ有能な人材の育成とその充実を図るため、経済的理由から就学困難な方に奨学金を貸付しています。

項 目	内 容
対 象 者	本人又は保護者が標津町民であって、高等学校、短期大学、大学、専門学校などに在学している者、または当該学校に進学を希望するもの及び町外在住の標津高校卒業生
貸付金額	[高 等 学 校] 月額 8,000 円 [大学・短大・専門学校など] 月額 20,000 円 [保健師・助産師学校、保育教諭学校] 月額 25,000 円 [大 学 (通 信 教 育)] 通年 20,000 円 夏季冬季 35,000 円
貸与期間	奨学生の修学する当該校の正規の最短修業期間内です。
利 子	いずれの学校等とも、無利子での貸与となります。
貸付時期	4 月・7 月・10 月・1 月（決定額の 3 ヶ月分）
奨学生の募集	毎年 4 月 10 日までに教育委員会に申請書を提出して下さい。但し、提出期限後に新たに貸付事由が生じた時はこの限りではありません。
返還期間	奨学生が当該学校を卒業・修了後、1 年間据え置き、奨学資金貸付を受けた 2 倍に相当する期間内で償還します。 保育教諭学校に進学し、卒業翌年度から町内認定こども園の正職員として採用され 3 年以上勤務した方は返還が全額免除されます。

お問い合わせ 標津町教育委員会 管理課 管理担当 TEL 82-3110

②. 学校教育活動に関する大会等出場経費助成

小・中学校の児童生徒で各種大会に出場し、根室管内並びに北海道の代表権を得た場合、又は、個人種目で標準記録に達し代表権を得た場合に助成しています。

項 目	助 成 内 容
助成対象となる 主催団体及び種目	①全日本小学校管楽器教育研究会 [全国小学校管楽器合奏フェスティバル] ②北海道小学校スクールバンド連盟 [北海道小学校スクールバンドフェスティバル] ③全日本リコーダー教育研究会 [全日本リコーダーコンテスト] ④北海道リコーダー教育研究会 [北海道リコーダーコンテスト] ⑤全国吹奏楽連盟 [全国吹奏楽コンクール] ⑥北海道吹奏楽連盟 [北海道吹奏楽コンクール] ⑦全国中学校体育連盟 [各種競技大会] ⑧北海道中学校体育連盟 [各種競技大会] ⑨その他教育委員会が特に認める団体の主催する各種目
助成回数	1人あたり年間全道大会2回（全国大会2回）
参加人員・引率者	開催要項による登録の必要最小限度 ※引率者は1名
旅費の助成	[交通費] 公共交通機関を用いた実費。貸切バス、車両借り上げについては、別途、借り上げ基準があります。 [宿泊費] 児童生徒・引率者1人あたり 1泊8,000円以内 ①通常期（4・6・10・11・2・3月）1泊6,000円以内 ②繁忙期（5・7・8・9・12・1月）1泊8,000円以内 [食事代] 1人1日につき1食600円

お問い合わせ

標津町教育委員会 管理課 学校教育担当 TEL 82-3110

③. 少年団活動・標津高校部活動などに関する大会出場経費助成

体育文化に関係のある団体もしくは個人等が本町を代表し、各種大会等に参加する場合、その他、教育委員会が本町のスポーツ・文化の発展に寄与すると認めた場合の出場経費を助成しています。

項 目	助 成 内 容
助成対象	①スポーツに関する主催団体 ・ 国、道、日本及び北海道体育協会、全国及び北海道各競技団体 ・ 全国及び北海道高等学校体育連盟、その他特に認めた団体 ・ アジア大会、世界大会を主催する団体 ②文化等に関する主催団体 ・ 国、道、全日本文化団体協議会及び北海道文化団体協議会 ・ 全国及び北海道各文化団体等 ・ 全国及び北海道高等学校各種文化連盟 ・ その他、特に認めた団体
助成対象範囲	町内に在住し、本町及び根室管内並びに北海道又は日本の代表権を得た場合、又は個人種目で定められた標準記録に達し、代表権を得た場合。
助成回数	助成の適用は、1人あたり年間全道大会2回、全国大会2回までとする。アジア大会、世界大会の場合は1人（1団体）2年続けての助成はしない。
参加人員・引率者	開催要項による登録の必要最小限度 ※引率者は小・中・高校生の参加について、10名未満1名、10名以上は2名以内とする。
旅費の助成	[交通費] 公共交通機関を用いた実費。貸切バス、車両借り上げについては、別途、借り上げ基準があります。 [宿泊費]・通常期（4,6,10,11,2,3月）小人・大人1人につき5,000円 ・繁忙期（5,7,8,9,12,1月）小人・大人1人につき8,000円 ※車中泊は除く [食事代] 助成なし
助成の制限	標津高校生は、算出した総経費の2/3を助成する。

お問い合わせ 標津町総合体育館 TEL 82-3112



児童館・放課後児童クラブ

保護者が仕事などの理由により、放課後、家に帰っても保護者がいない児童を受け入れていきます。

1. 標津町キラリ児童館

区 分	児 童 館	放課後児童クラブ
利用対象者	保護者同伴の幼児、各種団体 ※平日の午前は子育てサークルなど。 ※平日の午後、土曜日、長期休業日、小学校の振替休日は、放課後児童クラブなどの利用になります。	小学校 1～6 年生の申込登録者 ・共働きなどの事情により放課後に保護者が留守の児童 ・帰宅するのに交通機関などの待ち時間がある児童 ・その他、特に教育委員会が認める児童
開館時間	[平日] 9 : 30 ～ 18 : 00	[平日] 13 : 00 ～ 18 : 00
	[土曜・長期休業日] 8 : 30 ～ 18 : 00	
休 館 日	日曜・祝祭日・年末年始	
費 用	なし	年間傷害保険料 1,500 円
キラリ 土曜教室	絵手紙教室などや季節の行事などを実施しています。 ※自由に申込参加ができます。 ※材料費や対象学年など問合せ・申込みが必要です。	

お問い合わせ 標津キラリ児童館 TEL 82-2353

2. 川北児童館（川北放課後児童クラブ）

区 分	内 容
利用対象者	小学校 1 年生から 6 年生の申込登録者 ※ただし 4～6 年生については基準に基づき定員の範囲で選考する。
開館時間	[平日] 13 : 00～18 : 00 [土曜・長期休業日] 8 : 30～18 : 00
休 館 日	日曜・祝祭日・年末年始
費 用	年間傷害保険料 800 円

お問い合わせ 川北児童館 TEL 85-2057



ひとり親家庭への支援

1. ひとり親家庭に関する手当・制度

①. 児童扶養手当

所得が一定額以下のひとり親世帯に対し、子どもの人数に応じて手当が支給されます。

【受給者】

下記の要件に該当する 18 歳以下の子ども（障がいがある場合は 20 歳まで）を監護し、かつ生計を同一にしている親又は養育者で、受給者と扶養義務者の所得が規定の金額（下表参照）を超えないもの。

※平成 22 年 8 月 1 日から父子家庭の父にも支給対象が拡大されました。

〔対象児童〕

- ・ 父母が婚姻を解消した子ども
- ・ 父又は母が死亡した子ども
- ・ 父又は母がある一定の障がいの状況にある子ども
- ・ 父又は母の生死が明らかでない子ども
- ・ 父又は母が 1 年以上遺棄している子ども
- ・ 父又は母が裁判所から DV 保護命令を受けた子ども
- ・ 父又は母が 1 年以上拘禁されている子ども
- ・ 婚姻によらないで生まれた子ども
- ・ 棄児などで、父又は母がいるかいないかが明らかでない子ども

【所得制限額】

扶養親族等の数	受給者本人		扶養義務者等
	全部支給	一部支給	
0 人	690,000 円	2,080,000 円	2,360,000 円
1 人	1,070,000 円	2,460,000 円	2,740,000 円
2 人	1,450,000 円	2,840,000 円	3,120,000 円
3 人	1,830,000 円	3,220,000 円	3,500,000 円
4 人	2,210,000 円	3,600,000 円	3,880,000 円
5 人	2,590,000 円	3,980,000 円	4,260,000 円

【支給内容】

[支給月] 1月、3月、5月、7月、9月、11月（年6回、隔月支給）

[支給月額]

児童1人 10,740円～45,500円（所得により異なります。）

児童2人目以降 5,380円～10,750円の加算（所得により異なります。）

【申請手続き】

役場住民生活課保険医療担当窓口で申請してください。

※状況により必要書類が異なりますので、事前にご相談ください。

※すでに児童扶養手当を受給している方は、毎年8月に現況届の提出が必要です。

お問い合わせ 標津町役場 住民生活課 保険医療担当 TEL 85-7243

②. ひとり親家庭等医療費助成制度（一部町独自事業）

所得が一定額以下のひとり親世帯に、医療費（入院・通院・調剤・歯科）を助成します。

【対象者】

下記の条件をすべて満たす家庭の18歳未満の子ども（学生など父母に扶養されている場合は20歳まで）とその父母

- ・標津町に住所を有していること
- ・配偶者と死別又は離婚等をした家庭
- ・家庭の生計を維持する方の所得が規定の金額（下表参照）を越えていない家庭

扶養親族等の人数	所得額	扶養親族等の人数	所得額
0人	2,360,000円	3人	3,500,000円
1人	2,740,000円	4人	3,880,000円
2人	3,120,000円	5人	4,260,000円

※1～7月は前々年、8～12月は前年の所得を参照します。

【助成の内容】

[助成対象経費] 子どもの入院・通院、父母の入院、母親の通院・調剤、歯科（町独自事業であるため、釧根管内の医療機関に限ります。）

[自己負担額] 3歳未満及び町道民税非課税世帯・・・初診時一部負担金
3歳以上で町道民税課税世帯・・・医療費の1割



ひとり親家庭への支援

【医療費負担額の上限額】

一ヶ月の助成対象者にかかる医療費負担額が次の金額を超えた場合は、その超えた額を助成します。

[外来のみ] 18,000 円 (個人毎・年間上限 144,000 円)

[入院含む] 57,600 円 (世帯合算)

【助成の方法】

- ①. 役場住民生活課保険医療担当窓口で申請し、受給者証の交付を受けてください。

【申請に必要なもの】

- ・世帯全員の健康保険がわかるもの (マイナ保険証、資格情報のお知らせ、資格確認書)

- ②. 病院や調剤薬局でマイナ保険証等と受給者証を提示してください。

- ③. 一度、医療機関に支払いした方は、役場住民生活課保険医療担当窓口で払い戻しの手続きを行ってください。

【払い戻しの申請に必要なもの】

- ・医療機関で発行した領収書 ・振込先口座のわかるもの
- ・受給者証 ・個人番号通知カード又はマイナンバーカード

お問い合わせ 標津町役場 住民生活課 保険医療担当 TEL 85-7243

③. 母子寡婦福祉資金貸付制度

ひとり親家庭などの経済的自立を支援するとともに、児童の福祉の増進のために資金を貸し付ける制度です。

【対象者】

母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦など

【貸付金の種類】

- | | | | |
|---------|---------|---------|---------|
| ・事業開始資金 | ・事業継続資金 | ・就学資金 | ・技能取得資金 |
| ・修業資金 | ・就職支度資金 | ・医療介護資金 | ・生活資金 |
| ・住宅資金 | ・転宅資金 | ・就学支度資金 | ・結婚資金 |

【貸付金額】

貸付金の種類により異なります。

【利子】

無利子または年利 1.0%

※貸付金の種類、連帯保証人の有無によって異なります。

お問い合わせ 根室振興局 保健環境部 社会福祉課 子ども・子育て支援係 TEL 0153-23-6914

④. ひとり親世帯公共料金助成制度

収入等が一定額以下のひとり親世帯に対し、公共料金（水道料・下種道使用料・し尿処理手数料）の一部を助成します。

【対象者】

母子家庭の母や寡婦の方で、以下の条件にあてはまらない方。

- ・ 前年中の所得税課税世帯
- ・ 前年中の総収入額が基準額以上の世帯
- ・ 個人事業を営んでいる世帯
- ・ 生活保護を受けている世帯
- ・ 営利を目的とする法人の役員又は株主になっているものがある世帯
- ・ その他町長が特に必要ないと認める世帯

【助成内容】

〔水道料〕 家事用基本料金の 60%相当額を 12 ヶ月分

〔下水道料〕 基本料金の 50%相当額を 12 ヶ月分

〔し尿処理手数料〕 1 人あたり 500 リットル/年（上限）

※下水道料、し尿処理手数料はどちらか一方の助成になります。

【申請方法】

申請時期になりましたら、保健福祉センター社会福祉担当から対象者にご連絡いたします。

お問い合わせ 標津町保健福祉センター 社会福祉担当 TEL 82-1515



ひとり親家庭への支援

2. ひとり親家庭に関する相談窓口

①. 釧路母子家庭等就業・自立支援センター

ひとり親家庭の社会的自立を支援するため、求人情報の提供や就労相談、福祉・生活全般に渡る相談を行っています。技能習得講座や就労セミナー等の開設も行います。
※釧路母子家庭等就労・自立支援センターは北海道と釧路市から委託を受けて事業を実施しています。

【所在地・連絡先】

〒085-0011 釧路市旭町 16 番 5 号 子ども家庭サポートステーションあさひ内
TEL 0154-22-2401

【事業】

[就業支援事業]

就業相談・就業促進活動・就業相談関係機関との連携

[就業支援講習会等事業]

就業に必要な技能の取得やキャリアアップのための講習会やセミナーの開催

[就業情報提供]

インターネットを活用した情報提供、雇用促進事業 P R 活動

[母子家庭等地域生活支援事業]

就業するために必要な生活相談、養育費や親権等の問題解決のための専門家による特別相談会の開催



お子さんの発達が心配なとき

1. 子どもの発達に関する相談窓口

ことばの数が少ない、発音がはっきりしない、動きが多くて落ち着きがないなど、お子さんの発達が気になる場合は、一人で悩まずに、まず、保健福祉センターにお問合せください。保健福祉センターでは、相談・健康診査を通して、障がいの早期発見に努めるとともに、障がい疑われる場合は直ちに専門機関と連携するなど、保護者やお子さん、一人ひとりにあった支援を考えています。

①. 乳幼児健康診査

医師の診察により精密検査が必要なお子さんへ、精密検査依頼書を発行し、医療機関の受診を勧めています。

また、町内の関係機関と連携し、必要な相談や療育が受けられるように支援します。

不安なことがある場合は、保健福祉センターにご相談ください。

〔回数〕 年 6 回

お問い合わせ

標津町保健福祉センター 健康推進担当 TEL 82-1515

②. 巡回児童相談

釧路児童相談所が標津町に巡回して、精神・知的発達遅滞や情緒の問題等をかかえるお子さんの相談を行っています。

必要に応じて発達検査も行い、療育手帳の判定をします。予約が必要です。

お問い合わせ

標津町保健福祉センター 社会福祉担当 TEL 82-1515

お子さんの発達が心配なとき

③. 障がい者福祉相談員

町では、障がいをお持ちの方やその保護者の身近な相談相手として、次の方に障がい者福祉相談員をお願いしています。（北海道の地域相談員としても活動されています。）日常生活の中での悩み事や心配ごとなど、お気軽にご相談ください。

相 談 員 区 分	氏 名
身体障がい者福祉相談員	むら やま しず え 村 山 静 枝 さん
知的障がい者福祉相談員	ふじ もと きよ み 藤 本 清 美 さん

2. 障がいに関する手当・制度

①. 身体障害者手帳

身体に障がいがあるお子さんの保護者の申請に基づき交付される手帳（医師が判定し、知事が認定した場合）で、各種サービスを受けるために必要です。

お問い合わせ 標津町保健福祉センター 社会福祉担当 TEL 82-1515

②. 療育手帳

知的な障がいがあると児童相談所又は心身障がい者総合相談所で判定されたお子さんの保護者の申請に基づき、知事が交付する手帳で、各種サービスを受けるために必要です。

お問い合わせ 標津町保健福祉センター 社会福祉担当 TEL 82-1515

③. 精神障害者保健福祉手帳

6ヶ月以上精神障がいの状態にあり、日常生活や社会生活に制限を受ける方に交付される手帳で、各種サービスを受けるために必要です。

お問い合わせ 標津町保健福祉センター 社会福祉担当 TEL 82-1515

④. 特別児童扶養手当

心身に障がいを持つ 20 歳未満の児童を監護している父母、または養育者に支給されます。(所得条件等の制限があります。)

お問い合わせ 標津町保健福祉センター 社会福祉担当 TEL 82-1515

⑤. 障害児福祉手当

20 歳未満で重度の障がいがあり、在宅にて常時特別の介護を必要とする方に対し支給されます。障害の程度などの条件があります。

[支給月額] 15,690 円 (令和 6 年 4 月～)

お問い合わせ 標津町保健福祉センター 社会福祉担当 TEL 82-1515

⑥. 重度心身障がい者医療費助成制度

心身に障がいを持つ児童の医療費を助成します。(所得条件等の制限があります。)

※身体障がいの 1・2・3 級 (内部)、又は精神障がいの 1 級及び重度の知的障がいの児童

お問い合わせ 標津町役場 住民生活課 保険医療担当 TEL 85-7243

⑦. 障害年金

20 歳前に障害年金の対象となる状態になった場合 20 歳到達時から請求可能です。障害の程度などの条件があります。

お問い合わせ 標津町役場 住民生活課 戸籍・国民年金担当 TEL 85-7243

お子さんの発達が心配なとき

3. 障がいに関する医療給付など

①. 自立支援医療（育成医療・更生医療）

身体に障がいがある児童や将来的に障害を残す可能性がある児童が、治療により障害の除去や軽減が見込まれる場合、指定医療機関で治療に必要な医療が給付されます。

【対象とする障がい等】

- ① 肢体不自由によるもの
- ② 視覚障害によるもの
- ③ 聴覚、平行機能障がいによるもの
- ④ 音声、言語そしゃく機能障がいによるもの
- ⑤ 心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、もしくは直腸、小腸、又は肝臓の機能障がいによるもの
- ⑥ 先天性の内臓の機能の障がいによるもの（⑤に掲げるものを除く）
- ⑦ ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がいによるもの

お問い合わせ

標津町保健福祉センター 社会福祉担当 TEL 82-1515

②. 自立支援医療（精神通院）

統合失調症等の精神疾患を有する児童で、通院による精神医療が継続的に必要な場合に、その通院医療に係る医療費が給付されます。

【対象とする障がい等】

- ① 病状性を含む器質性精神障がい
- ② 精神作用物質使用による精神及び行動の障がい
- ③ 統合失調症、統合失調症型障がい及び妄想性の障がい
- ④ 気分障がい
- ⑤ てんかん
- ⑥ 神経症性障がい、ストレス関連障がい及び身体表現性障がい
- ⑦ 生理的障がい及び身体的要因に関連した行動症候群
- ⑧ 成人の人格及び行動の障がい
- ⑨ 精神遅滞
- ⑩ 心理的発達の障がい
- ⑪ 小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障がい

お問い合わせ

標津町保健福祉センター 社会福祉担当 TEL 82-1515

③. 重度心身障がい者医療費助成制度

心身に障がいを持つ方の医療費を助成します。(所得条件等の制限があります。)

【対象とする障がい等】

- | | |
|---------------|--|
| ・ 身体障害者手帳 | …1、2、3 級の一部（※）に該当する方
※一部＝心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸、肝臓の障害 |
| ・ 精神障害者保健福祉手帳 | …1 級に該当する方（通院のみ） |
| ・ 療育手帳 | …A 判定を受けている方 |

【助成の内容】

入院（精神 1 級を除く）、外来、調剤（お薬）、治療用装具など、保険診療の自己負担分の全額または一部を助成します。

ただし、入院時の食事代や保険適用外の費用は対象外です。

お問い合わせ 標津町役場 住民生活課 保険医療担当 TEL 85-7243

④. 補装具購入・修理

身体機能を補い、日常生活を容易にするための補装具の購入・修理のための支給を行っています。

18 歳以上で身体障害者手帳もしくは特定疾患医療受給者証又は特定医療費(指定難病)受給者証が必要です。

身体障害者手帳もしくは特定疾患医療受給者証が必要です。

自己負担額は原則 1 割ですが、所得に応じて月額負担上限があります。

※身体障害者手帳に該当にならない児童でも、補聴器の購入・修理をする際に助成対象となる場合があります。

お問い合わせ 標津町保健福祉センター 社会福祉担当 TEL 82-1515

お子さんの発達が心配なとき

⑤. 日常生活用具

重度の身体障がい児等の日常生活を容易にするために、必要な用具を給付しています。
対象となる障害者手帳もしくは特定疾患医療受給者証が必要です。
自己負担額は原則 1 割ですが、所得に応じて月額負担上限があります。

お問い合わせ 標津町保健福祉センター 社会福祉担当 TEL 82-1515

⑥. 交通運賃の割引（ＪＲ/航空運賃）

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳交付者は運賃の割引を受けられます。
※購入時、手帳の提示が必要です。

お問い合わせ 標津町保健福祉センター 社会福祉担当 TEL 82-1515

4. 子どもの発達に関する支援施設

①. 標津町児童発達支援事業所「くれよんハウス」

集団生活に上手に適応できない、言葉が遅いなど、お子さんのことで気になることや、話しかけても子どもと目が合いにくいなど保護者の方が不安に感じた子どもの育ちについて相談でき、必要に応じて個々に寄り添った支援計画を作成し、それに基づいた療育を提供します。

【所在地・連絡先】

〒086-1652 標津町南2条西4丁目1番3号（標津認定こども園内）

TEL 82-1611

区 分	児童発達支援事業所	放課後等デイサービス	子ども発達支援センター事業
利用対象者	言語障がい、知的障がい及び肢体不自由などの障がいを有する、 または育ちに不安を感じるお子さん		
	上記のうち0歳～小学校就学前までの児童	上記のうち小学校1年生～18歳までの児童・生徒	上記のうち通所受給者証の交付を受けていない18歳までの児童・生徒
事業内容	0歳から就学前のお子さんに対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います	就学している児童・生徒に対し生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います	お子さんの発達に関する相談や、こども園等、関係機関への支援を行います
・開館日時 ・休 館 日	[開館日時] 月曜日から金曜日 8:30 ～ 17:15 [休 館 日] 土曜日・日曜日・祝祭日・年末年始		
手続き	保健福祉センターで受給者証の申請後、くれよんハウスにて手続きを行います		利用を希望する場合はくれよんハウスにご連絡ください
負担金	3歳児～就学まで無償 0～2歳児 事業費のうち原則1割の自己負担がありますが、児童福祉法に基づき算定された月額上限額が設けられています	事業費のうち原則1割の自己負担がありますが、児童福祉法に基づき算定された月額上限額が設けられています	自己負担なし



お子さんの発達が心配なとき

②. まはろ（放課後等デイサービス）

【所在地・連絡先】

〒086-1636 標津町北6条西1丁目1番23号

特定非営利活動法人 クープア

TEL 0153-85-7813

FAX 0153-85-7867

【開館(サービス提供)曜日】

【平日】 月・火・水・木・金曜日

【開館(サービス提供)時間】

①13:00~17:00（下校後） ※延長支援あり（~18:00 まで）

②9:30~16:00（長期休暇）

【対象者】

・ 町内及び近隣町村の小学1年生～高校3年生で、療育の必要性が認められる児童や発達障がい(ADHD)、知的障がい(ASD)、身体障がい、学習障がい(LD)、その他行政が認めた児童。

【サービス内容】

・ 個別、小集団のなかでのカリキュラム（曜日毎の5領域療育）

①健康・生活、②運動・感覚、③認知・行動、④言語・コミュニケーション、⑤人間関係・社会性

・ 課外(屋内外)活動

・ 四季を感じとるレクリエーション

・ 地域交流

・ 長期休暇（制作、実験、クッキング等）

※その他、必要に応じて送迎や昼食提供あり。

③. あくせす根室（根室圏域障がい者総合支援センター）

北海道と根室管内 1 市 4 町の委託により設置された相談支援センターです。専任スタッフ(社会福祉士、精神保健福祉士)が、根室管内の障がい児や障がい者、その家族、関係者の

生活相談やサービス利用の手続きや助言、情報提供など総合的な支援を行っている事業所です。(相談費用は無料です。)

【所在地・連絡先】

〒086-1004 標津郡中標津町東 4 条南 4 丁目 9 番地 1

TEL 0153-73-3178（中標津町共生型交流センター内）

【事業内容】

- ・ 広域相談支援体制整備事業（根室圏域）
- ・ 地域移行支援、地域定着支援
- ・ 指定計画相談支援
- ・ 指定障害児相談支援

【手続き】

直接来所または電話してください。来所が難しい場合は、家庭訪問での相談も可能です。
(留守番電話の場合は、追って連絡します。)



お子さんと一緒に遊べる場所

1. 標津町の施設

①標津町生涯学習センター「あすぱる」

「あすぱる」は、標津町民の生涯学習の拠点として、コンサートや講演会等、各種の事業を実施しています。またしべつぱるまつり、新春書き初め大会、造形まつりなど、子どもたちが楽しく参加できる催しも行われているほか、各種サークル等の自主的な活動の場としても活用されています。各種会議室、調理室等のご利用の際には事前予約が必要ですので、料金等のお問い合わせや申し込みは下記までご連絡ください。



【所在地・連絡先】

〒086-1651 標津町南1条西5丁目5番3号 TEL 82-2900

【開館時間】

9:00～22:00

【休館日】

12月31日から1月5日

②標津町図書館「としよぱる」

【所在地・連絡先】

標津町生涯学習センター「あすぱる」内 TEL 82-2074

【開館時間】

9:00 ～ 21:00（年末年始以外の祝日は閲覧のみ）

【貸出時間】

9:00 ～ 18:00

※火・木・土曜日のみ夜間有（18:00～21:00）

【休館日】

12月31日～1月5日（祝日は閲覧のみ）

【利用方法】

図書の貸し出しは事前登録し、図書カードの発行が必要です。

〔貸出冊数〕1人5冊まで 〔貸出期間〕14日間 〔料金〕無料

【事業内容】

- ・町民のための充実した図書整備・・・開架書数 34,100 冊（閉架 12,600 冊）
- ・ブックスタート・・・0歳児への絵本のプレゼント

- ・セカンドブック・・・小学校新1年生への絵本または児童書のプレゼント
- ・サードブック・・・中学校新1年生への絵本または児童書のプレゼント
- ・職員やボランティアによる「おはなし会」（毎週水曜日）
- ・各認定こども園での読み聞かせ（月1回）、親子ひろばでの読み聞かせ
- ・しべつ冬のぼるまつり
- ・ブックマラソン、図書館カフェ、古本・雑誌もってけ市、
- ・一日司書体験、中学生の職場体験、
- ・図書館だよりの発行等々

③文化ホール（標津町図書館分室）

「文化ホール」では、巡回小劇場、各種コンサートや講演会など、様々な催しが行われているほか、令和5年より標津町図書館「としよぱる」の分室機能をもたせ（主に児童書）、本を読んだり、個別ブースで学習したりしながら待機できます。



各種サークル等でのご利用の際には事前予約が必要です
ので、詳しくは生涯学習センター「あすぱる」までお問い合わせください。

【所在地・連絡先】

〒086-1651 標津町南1条西2丁目1番1-1号（図書館分室 TEL 82-2700）

【開館時間】

14:00 ～ 17:00

【休館日】

土曜・日曜・祝日・年末年始（12月30日から1月5日）

お問い合わせ

標津町生涯学習センター「あすぱる」 TEL 82-2900



お子さんと一緒に遊べる場所

④標津町総合体育館

バレーボールコート2面が取れ、サークル活動や少年団活動、各種大会等が行われています。

トレーニングルームにはランニングマシンなどの有酸素系マシンが9台のほか、コンビネーションマシン、フリーウエイト器具もありますのでダイエットや筋力トレーニングなどにご利用ください。

アリーナ2階には1往復170mのランニング走路もあります。

また、ソフトバレーボールやバドミントンネットの貸出しも行っています。ラケットやシャトル等は各個人で用意をお願いします。

小さなお子さま連れでも安心してスポーツを親しめるよう、柔らかいボールやクッションマット、トランポリン等を含めた各種スポーツ備品の貸出しをしています。



【所在地・連絡先】

〒086-1652 標津町南2条西4丁目1番1-1号 TEL 82-3112

【使用料・利用時間】

〔使用料〕 無料

〔利用時間〕

〔アリーナ〕

・火曜～土曜日 9:00～22:00

・日曜・祝祭日 9:00～17:00

〔トレーニングルーム〕

・火曜～土曜日 9:00～22:00

・日曜・祝祭日 9:00～17:00

・月曜（夏季） 9:00～17:00

・月曜（冬季） 9:00～22:00

※夏季5月～10月 冬季11月～4月

【休館日】

祝祭日を除く月曜日・年末年始（12月30日～1月5日）

⑤標津町営プール

25m、6コースの規模で、そのうち2コースにはプールフロアーを入れて子どもや初心者が楽しめるようにしてあります。

未就学児と小学1～2年生は保護者の同伴が必要です。
水泳帽子、水着は必ず着用してください。その他、プール内の掲示板、監視員の指示に従って楽しく利用しましょう。



【所在地・連絡先】

〒086-1652 標津町南2条西4丁目1番1-2号

【開放期間】

6月初旬～9月中旬（休館日：7・8月なし、6・9月：祝祭日を除く毎週月曜）

【使用料・利用時間】

使用料	利用時間			
	平 日		土曜日	日曜・祝日
無料	6月～7月中旬	15：00～20：00	13：00 ～20：00	10：00 ～17：00
	7月中旬～8月中旬	13：00～20：00		
	8月中旬～9月	15：00～20：00		

⑥町営スケートリンク

1周400mのアスファルトリンクと中地が芝となっていますので、夏は自転車やスケートボード、ボール遊びなどに利用できます。

12月中旬からは氷が造成されますので、スケートを楽しむことができます。冬のリンクの利用については、掲示板の注意事項を守って利用しましょう。



【所在地・連絡先】

〒086-1652 標津町南2条西4丁目1番1-3号

【使用料・利用時間】

〔使用料〕 無料

〔利用時間〕 5月～12月 9：00～日没まで

12月～2月 9：00～20：00

お問い合わせ 標津町総合体育館 TEL 82-3112



お子さんと一緒に遊べる場所

⑦標津サーモン科学館

サーモン科学館は“サケ”の水族館です。

世界に生息しているサケの仲間 18 種 30 種類以上を展示しており、サケ科魚種展示数が国内で一番多い施設です。

サケの誕生から遡上、産卵まで、季節ごとに観察できます。サケの仲間のほか、この地域に暮らす魚も多く展示しており、チョウザメ「指パク」体験が人気です。

サーモンパークでは、小川での水遊びや広大な緑地帯での自由遊び、遊具遊びができます。科学館 2 階の展示室は『日本遺産「鮭の聖地」エキシビジョンルーム』として「鮭の聖地」のストーリーが学べる展示空間となっています。



【子育て支援パスポート】（愛称：ぼく・わたしといっしょパスポート）

標津町の出産祝金対象者のお子さんとサーモン科学館に入館する際に無料で入館できるパスポートです。ご希望の方には無料で交付しています

【対象者】パスポートに記載された対象のお子さんと同伴者 1 名まで…無料

2 名以降の同伴者…20%割引（同伴者の関係に制限はありません。ご家族・ご親戚・ご友人等、どなたでも対象です。）

【有効期限】お子さんの満 3 歳のお誕生日まで。

【入館料】

区 分	料 金
一般	650 円
小中学生	200 円
幼児	無料

※団体割引、年間パスポートあり

※町民の方は、小中学生及び 70 歳以上無料

年間パスポート：大人 2,090 円 標津町民は 1,050 円

【開館期間・開館時間・休館日・閉館月】

【開館期間】2 月 1 日から 11 月 30 日

【開館時間】9：30 ～ 17：00（入館受付は 16：30 まで）

【休 館 日】5 月～10 月：無休

2・3・4・11 月：水曜日 ※水曜日が祝日の場合は翌日休館

【閉 館 月】12 月から 1 月

【所在地・連絡先】

〒086-1631 標津町北 1 条西 6 丁目 1 番 1-1 号 TEL 82-1141

②. 標津町の魅力ある公園

標津町にはしべつ「海の公園」をはじめとして、たくさんの公園があります。是非ご家族のレクリエーションの場や、ちょっとしたお散歩・ジョギングコースとしてご利用ください。

①. しべつ「海の公園」

交流ハウス「標津番屋」、オートキャンプ場、サンライズビーチ、多目的広場、磯遊び場、釣り護岸などのエリアで構成する、**海と親しむ海浜公園**です。

春から秋にかけては全エリアが利用可能で、ご家族でのレクリエーションや散歩、砂浜での砂遊び、磯遊び、海釣り、デイキャンプなどの場としてご利用いただけます。また、晴れた日には洋上 24km 先の北方領土国後島を望むこともできます。

冬には釣り護岸でコマイなどの釣りが楽しめます。



【所在地・連絡先】

交流ハウス / 〒086-1631 標津町北 1 条東 1 丁目 28 番地

オートキャンプ場 / 〒086-1653 標津町南 3 条東 1 丁目

【交流ハウス】

【利用期間・時間】 4 月 29 日 ～ 10 月 31 日 10:00 ～ 21:00

【収容能力】 80 人 ～ 100 人

【施設】 バーベキュー用焼台 15 台、厨房施設、駐車場 (104 台)

【施設利用料】 管理運営協力金として、町民 100 円/人、その他の方 200 円/人

※小学生未満無料

【利用方法】 しべつ「海の公園」交流ハウス及び標津町役場に使用申請書を備えていますので、記入のうえ、事前に申し込みください。

【オートキャンプ場】

【利用期間・時間】 4 月 29 日から 10 月 31 日

チェックイン	チェックアウト
7 月 ～ 9 月 13:00 ～ 18:30	チェックアウト 10:00
それ以外の月 13:00 ～ 16:30	



お子さんと一緒に遊べる場所

[施設利用料及び収容能力]

種 類	収容能力	利用料	設 備
バンガロー	4 棟	6,290 円/泊	流し台、ロフト、照明、電源付
オートサイト	7 区画	3,770 円/泊	流し台、電源付
フリーサイト	11,200 m ²	・ 6 人用まで …1 張 380 円/泊 ・ 7 人用以上 …1 張 770 円/泊、 ・ 一体型 …1 張 770 円/泊	
駐車場	普通車 46 台収容	-	

[[施設] 管理等、水洗トイレ（多目的トイレ含む）1 ヲ所、共同炊事場 2 棟

[清掃協力金] 200 円/人（小学生以上）

[貸用具（有料）] テント、タープ、寝袋、炭用コンロ、乾電池式ランタン、炊事セット、釣竿、レンタサイクル

お問い合わせ

しべつ「海の公園」交流ハウス管理事務所 TEL 82-3211

しべつ「海の公園」オートキャンプ場管理棟 TEL 82-2265

標津町役場 商工観光課 TEL 85-7246

②. 標津町ポー川史跡自然公園

歴史民族資料館と開拓の村を備えた公園入口エリア、氷河期の生き残りといわれる高山性植物が花を咲かせる国指定天然記念物標津湿原、約1万年に及ぶ人類の足跡を刻む国指定史跡伊茶仁カリカリウス遺跡の3つのセクションからなります。



【所在地・連絡先】

〒086-1602 標津町字伊茶仁 2784 番地 TEL 82-3674

【体験プログラム】

縄文体験（火おこし体験、土器のパズル、竹馬体験、原始河川ポー川カヌー、標津遺跡群ガイドツアー、スノーシュートレッキング体験）他

【公園の見どころ】

国指定天然記念物標津湿原、ヒカリゴケ、ミズナラの巨木、国内最大級のヒグマ剥製、窪んだままの竪穴式住居跡、標津番屋屏風絵（複製）など

【開園期間・開園時間】

〔開園期間〕4月29日(昭和の日)～11月23日(勤労感謝の日)※開園期間中無休

【入園料】

〔一般〕330円 〔高校生・大学生〕110円 〔中学生以下〕無料

※団体は20名以上半額となります。

③. 標津町望ヶ丘森林公園

【所在地・連絡先】

〒086-1653 標津町南3条西4丁目1番5号 外

【面積】

410,126.2 m²

【公園施設】

〔園路・広場〕森林浴散策地として最適です。

〔管理施設〕名称板、案内板、トイレ、給水設備

〔休養施設〕休憩所（東屋）

〔修景施設〕鑑賞池、水路、照明灯、花壇



お子さんと一緒に遊べる場所

④. 川北農村公園

【所在地・連絡先】

〒086-1451 標津町字川北 103 番 外

【面積】

46,175 m²

【公園施設】

[公園広場] 公園内森林浴散策、遊具遊び、その他多目的利用が可能です。

ザイルクライミング、東屋、トイレ、花壇、水飲場

[散策広場] 親水広場、東屋、橋梁



⑤. 標津川桜つつみ公園

【所在地・連絡先】

〒086-1636 標津町北 6 条西 4 丁目 17 番～28 番

【面積】

76,723.86 m²

【公園施設】

[園 路] 春は桜の景勝地、夏は小川での水遊びが可能です。

[休憩コーナー]

⑥. 標津町鳩ヶ丘農村公園

【所在地・連絡先】

〒086-1653 標津町南 3 条西 4 丁目 1 番 1 号

【面積】

10,913 m²

【公園施設】

[公園広場] 親子での散策及び休憩地、軽スポーツその他利用可能です。

駐車場、広場・園路、東屋、ベンチ、トイレ、物置、植栽木、照明灯

相談窓口・関係施設

子育てに関する相談窓口や標津町内及び近郊で皆さんが利用している施設及び問い合わせがある施設について掲載しています。

診療所や個人病院・助産院など、**全ては掲載しておりません**のでご了承ください。

詳細については、各施設にお問い合わせください。※一部、再掲の施設もあります。

1. 相談窓口

名 称	受付日	受付時間	電話番号	備 考
標津町役場	月～金	8：30～17：15	0153-85-7243	住民生活課 保険医療担当 〃 戸籍・国民年金担当
標津町教育委員会	月～金	8：30～17：15	0153-82-3110	管理課 学校教育担当
親子交流館 「おひさま」	月・水・金	9：30～15：30	0153-82-2717	
標津認定こども園 「あおぞら」	月～金	8：30～17：15	0153-82-2717	
保健福祉センター 「ひまわり」	月～金	8：30～17：15	0153-82-1515	健康推進担当・栄養指導担当 社会福祉担当・子育て支援担当

2. 町内公共施設

【官公庁】

施 設 名	住 所	電話番号
標津町役場	標津町北2条西1丁目1番3号	0153-82-2131
保健福祉センター「ひまわり」	標津町北1条西5丁目6番1-2号	0153-82-1515
教育委員会管理課	標津町北2条西1丁目1番3号	0153-82-3110

【子育て支援拠点・児童発達支援事業所】

施 設 名	住 所	電話番号	備考
親子交流館「おひさま」	標津町南2条西4丁目1番3号 (標津認定こども園内)	0153-82-2717	P24 掲載
親子ふれあいひろば「ぽっぴこーん」	標津町字川北基線12番地 (川北生涯学習センター内)	0153-85-2224	P25 掲載
標津町児童発達支援事業所	標津町南2条西4丁目1番3号 (標津認定こども園内)	0153-82-1611	P48 掲載



相談窓口・関係施設

【認定こども園】

施設名	住所	電話番号	備考
標津認定こども園「あおぞら」	標津町南2条西4丁目1番3号	0153-82-2717	P26 掲載
川北認定こども園「にじいろ」	標津町字川北93番地21	0153-85-2049 0153-85-2959	P26 掲載

【児童館】

施設名	住所	電話番号	備考
標津キラリ児童館	標津町南1条西2丁目1番2号	0153-82-2353	P37 掲載
川北児童館	標津町字川北基線13番地1	0153-85-2057	P37 掲載

【小学校・中学校・高等学校】

施設名	住所	電話番号	備考
標津小学校	標津町南1条西3丁目1番4-1号	0153-82-2085	P30 掲載
川北小学校	標津町字川北基線13番地1	0153-85-2019	P30 掲載
標津中学校	標津町南1条西3丁目1番5号	0153-82-2083	P30 掲載
川北中学校	標津町字川北93番地3	0153-85-2015	P30 掲載
標津高等学校	標津町南2条西5丁目2番2号	事務室：0153-82-2015 職員室：0153-82-2364	P30 掲載

3. 医療機関

【産婦人科】

施設名	住所	電話番号	備考
町立中標津病院	中標津町西10条南9丁目1番地1	0153-72-8200	
町立別海病院	別海町別海西本町103番地9	0153-75-2311	分娩不可 ※受診前に病院へ 連絡をお願いします
市立根室病院	根室市有磯町1丁目2番地	0153-24-3201	経産婦のみ対応
足立産婦人科医院	釧路市中園町8-14	0154-25-7788	分娩不可
釧路赤十字病院	釧路市新栄町21-14	0154-22-7171	
市立釧路総合病院	釧路市春湖台1-12	0154-41-6121	

【小児科】

施 設 名	住 所	電話番号	備 考
町立中標津病院	中標津町西 10 南 9-1	0153-72-8200	
町立別海病院	別海町別海西本町 103 番地 9	0153-75-2311	

【小児歯科】

施 設 名	住 所	電話番号
やまざき歯科医院	標津町南 2 条西 1 丁目 1-18	0153-82-1555
中央歯科医院	中標津町(東武サウスヒルズ内)	0153-72-1110
中島歯科クリニック	中標津町東 9 北 1-5-1	0153-72-8811
カミング歯科医院	中標津町西 6 北 6-3-17	0153-73-4418
歯峰会中標津歯科診療所	中標津町緑町南 1 丁目 2 番地 5	0153-72-5511

【整形外科】 ★股関節脱臼の検査ができます。

施 設 名	住 所	電話番号
町立中標津病院	中標津町西 10 南 9-1	0153-72-8200
町立別海病院	別海町別海西本町 103 番地 9	0153-75-2311

4. 母乳育児相談 ★予約制

施 設 名	住 所	電話番号
清水母乳育児相談室	別海町別海宮舞町 156	0153-75-2523
母乳育児相談室 るここ 小川助産所	中標津町西町 3 丁目 45 番地	0153-74-8392
別海町母子健康センター	別海町別海西本町 101	0153-75-2262



相談窓口・関係施設

5. 親子でお出かけ・遊び場・こども食堂

施設名	住所	電話番号	備考
親子交流館「おひさま」	標津町南2条 西4丁目1番3号	0153-82-2717	P24 掲載
川北親子ふれあいひろば 「ぽっぷこーん」	標津町字川北基線 12番地	0153-85-2224	P25 掲載
サーモンパーク内 標津サーモン科学館	標津町北1条 西6丁目1-1-1	0153-82-1141	P54 掲載
しべつ「海の公園」	標津町南3条東1丁目	0153-82-2265	P55 掲載
道立ゆめの森公園	中標津町北中2番地5	0153-72-0471	[開館時間] 9:00~17:00 ※ビジターセンター(屋内遊具ゾーン) は年末年始以外、年中無休
標津こども食堂 れあれあの家	標津町南1条西2丁目 1番1-1号	【問合せ先】 保健福祉センター 子育て支援担当 →0153-82-1515	【主な事業】 こども食堂活動で、食事を提供することに伴い、地域住民との交流等を通してこどもたちが安心して過ごせる居場所づくりをすすめ、こどもたちの育ちを支援するとともに、地域全体でこどもたちを見守る環境を充実させる。 【日時】 ・主に毎月第4日曜日 ・11時から14時まで 【主な活動場所】 ・標津町文化ホール「和室」 (年に数回 川北ふれあいセンター「集会室」にて開催) 【対象】 ・町内町外問わず、どなたでも利用可能 【食事料金】 ・18歳以下の方は無料 ・それ以外の方は100円

6. 託児

個人での託児は掲載していません。詳細は各施設にお問合せください。(事前連絡が必要)

施設名	住所	電話番号	備考
標津認定こども園 「あおぞら」	標津町南2条 西4丁目1番3号	0153-82-2717	P26 掲載
川北認定こども園 「にじいろ」	標津町字川北 93番地21	0153-85-2049 0153-85-2959	P26 掲載
認可外保育園 ニューグリーンハウス 保育園 <u>町外の方の利用受入可能</u>	中標津町西5条 南2丁目	0153-72-7707	[対象]生後6ヶ月～小学校就学前 [通常保育] 月～金 7:30～19:00 [1日預かり] 8:00～17:00 2,000円 [時間預かり] 1時間につき 500円 [給食] 有(自園調理) [その他] ・一時保育(人数制限有) ・学童保育(条件有) ※予約必要 ※土日・祝日・お盆・年末年始休み) ※土曜日の保育については要相談 (月決めの方に限り、第1・3土曜)
認可外保育園 ひなたぼっこ <u>町外の方の利用受入可能</u>	中標津町西5条 北7丁目8番地1	090-6442-8897	[入園できる年齢] 月極保育: 生後2ヶ月～2歳児 時間預かり: 生後2ヶ月～6歳 (就学前まで) [開園日] 月～土曜日 [保育時間] 7:45～18:15 (時間外保育有) [給食] 有(自園調理) 土曜・休日利用の場合、各持参 または、1食250円で給食提供 [保育料等] ・生後2ヶ月～6ヶ月のみ 58,000円(月額) ・0歳児 55,000円(月額) ・1歳～2歳児 50,000円(月額) ※入園時に諸経費 5,000円 ※9月～3月は、暖房費月1,500円

【発行】 北海道標津町

【編集】 標津町保健福祉センター 子育て支援担当
〒086-1631

標津郡標津町北 1 条西 5 丁目 6 番 1-2 号

TEL 0153-82-1515 FAX 0153-82-1530

標津町教育委員会 管理課

〒086-1632

標津郡標津町北 2 条西 1 丁目 1 番 3 号

TEL 0153-82-3110 FAX 0153-82-3111